

# 文教委員会資料

## 所管事務の調査（報告）

### 「中学校給食に係る取組状況等について」

資料1 中学校給食に関するアンケートの集計結果について

資料2 年間給食実施回数及び学校給食費について

資料3 自校・合築校における完全給食の実施について

資料4 市議会附帯決議等への対応状況について

資料5 学校における食に関する指導プラン

参考資料1 学校給食費等に係る参考資料

参考資料2 中学校完全給食実施に向けた諸課題の検討スケジュール(案)

参考資料3 これまでの検討経過

平成28年11月24日  
教育委員会事務局

# 中学校給食に関するアンケートの集計結果について

## I アンケートの概要

### 1. 目的

中学校完全給食の全校実施に向け、学校給食費（保護者負担分）については、学校給食法に基づき、食材費相当分を負担していただくことを基本として、市立東橋中学校における試行給食等を通じて、望ましい献立等と併せ検討を進めている。

中学生の時期は、大きく心身が発達するとともに、生涯にわたって健康な生活を営むために、大人として望ましい食生活について身をもって学び、自ら実践する習慣をつけていく必要がある。そのため、生きた教材として給食を活用できるよう、必要十分な栄養素や野菜の量等を確保する必要がある。

これらのことを踏まえ、平成 29 年度からの給食の内容や給食費の設定等にあたっての参考資料とするため、本アンケートを実施するものである。

### 2. 調査対象

市立中学校に在籍する生徒の保護者（世帯数） 982 名

<内訳等> ・市域 7 行政区から、各区 2 校を抽出  
・ 1 校あたり現中学 1 年生 1 学級・ 2 年生 1 学級を抽出し、その保護者（世帯数）とする

### 3. 調査内容

- ア 給食の内容について
- イ 給食費について
- ウ その他

### 4. 調査期間

平成 28 年 10 月 12 日（水）から同月 19 日（水）までの間で実施

### 5. 調査方法

無記名回答方式



## Ⅱ 中学校給食に関するアンケート ―集計結果―

### 1. お子様についてお尋ねします。

- (1) どちらの地区の学校に通学されていますか。  
 (2) 学年を下記のうちから選択して下さい

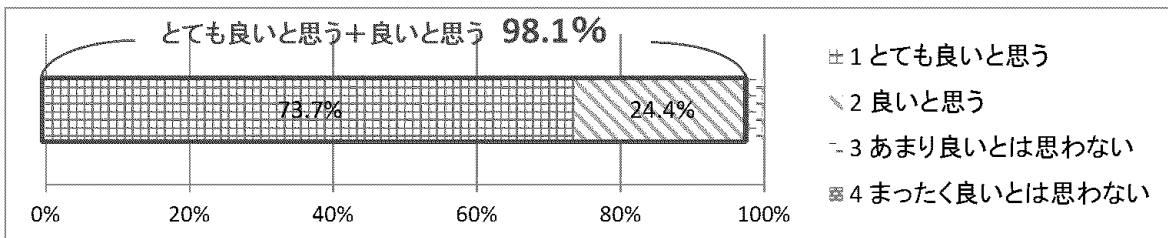
(1)	(2)	1年生			2年生			合計		
		対象者数	回収数	回収率	対象者数	回収数	回収率	対象者数	回収数	回収率
1	川崎区	71	67	94.4%	67	56	83.6%	138	123	89.1%
2	幸区	72	62	86.1%	66	53	80.3%	138	115	83.3%
3	中原区	68	62	91.2%	70	61	87.1%	138	123	89.1%
4	高津区	70	68	97.1%	76	52	68.4%	146	120	82.2%
5	宮前区	76	72	94.7%	69	55	79.7%	145	127	87.6%
6	多摩区	66	61	92.4%	73	71	97.3%	139	132	95.0%
7	麻生区	66	64	97.0%	72	69	95.8%	138	133	96.4%
	合計	489	456	93.3%	493	417	84.6%	982	873	88.9%

### 2. 給食の内容についてお尋ねします。

- (1) 本市の中学校給食においては、とにかく美味しく、(食べると)自然と健康になり、みんなが大好きな給食としていくことを目指していきたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	335	73.5%	308	73.9%	643	73.7%
2 良いと思う	110	24.1%	103	24.7%	213	24.4%
3 あまり良いとは思わない	10	2.2%	4	1.0%	14	1.6%
4 まったく良いとは思わない	1	0.2%	0	0.0%	1	0.1%
無効、無回答	0	0.0%	2	0.5%	2	0.2%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

美味しい給食がよい【145人】、バランス(栄養、品目)の取れた食事をとれるのがよい【86人】、考え(目指すの)がよい【71人】、健康になれるのがよい【37人】、弁当よりよい【37人】、成長期に給食がよい【32人】、同じものをみんなで食べるのがよい【23人】、温かい給食がよい【11人】、安全・安心(アレルギー含む)を優先してほしい【4人】

ウ また、上記のほか、目指してほしいと思う給食がありましたら、ご記入ください。(自由記入)

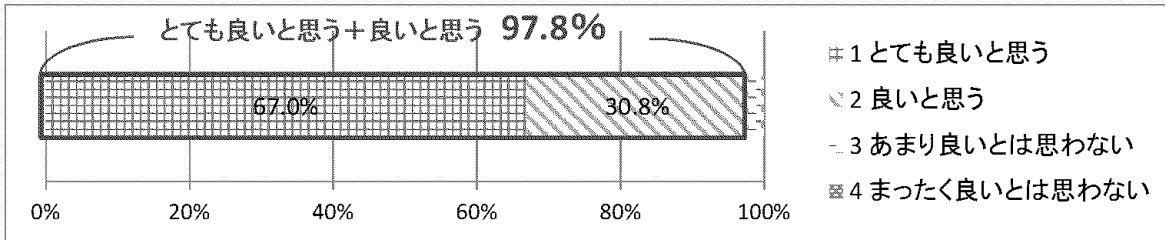
安心・安全な給食【50人】、栄養バランスの取れた給食【35人】、温かい(適温な)給食【32人】、旬・季節・イベントにあう給食【31人】、いろいろなもの(野菜・魚など)が食べられる給食【21人】、適量な給食【21人】、食育を考えた(マナー、時間等)給食【16人】、地元・国産の食材を使った給食【14人】、好き嫌いが減らせる給食【14人】、和食(米飯)中心の給食【11人】、美味しい給食【11人】、見た目の良い給食【4人】、自校給食【2人】

(2)本市の中学校給食においては、「国産※の安全な野菜を125g以上使用(1食平均)」(全国の中学校給食の野菜1食平均:112.8g)していきたいと考えています。

※トマト水煮缶等、国産品の仕入れが困難な一部品目を除く

ア このことをどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	312	68.4%	273	65.5%	585	67.0%
2 良いと思う	133	29.2%	136	32.6%	269	30.8%
3 あまり良いとは思わない	9	2.0%	6	1.4%	15	1.7%
4 まったく良いとは思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無効、無回答	2	0.4%	2	0.5%	4	0.5%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



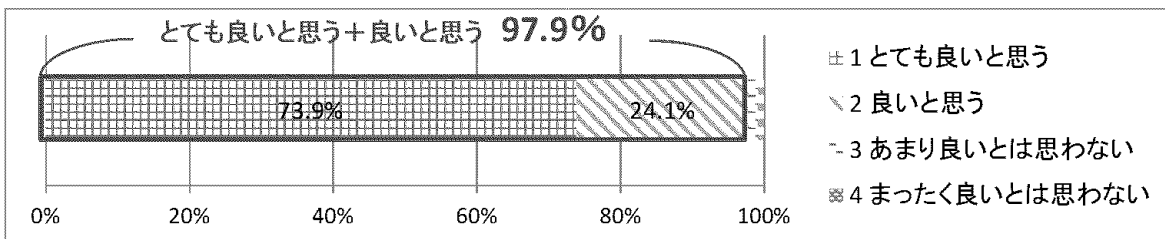
イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

必要な野菜を摂取できるのがよい【180人】、国産の野菜を使用することがよい【101人】、安心・安全な野菜を食べられる【72人】、市内産・県内産の野菜を使用してほしい【21人】、栄養バランスがよい【16人】、品質が良いものを使用してほしい【13人】、汚染等(農薬・放射能・遺伝子組み換え等)がない野菜を使用してほしい【12人】、コストが気になる【9人】

(3) ご飯・おかず・汁物のバランスのとれた献立は、世界的にも評価が高く、それらを構成する重要な要素のひとつとして、魚料理を定期的に献立に取り入れたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	338	74.1%	307	73.6%	645	73.9%
2 良いと思う	110	24.1%	100	24.0%	210	24.1%
3 あまり良いとは思わない	5	1.1%	6	1.4%	11	1.3%
4 まったく良いとは思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無効、無回答	3	0.7%	4	1.0%	7	0.8%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



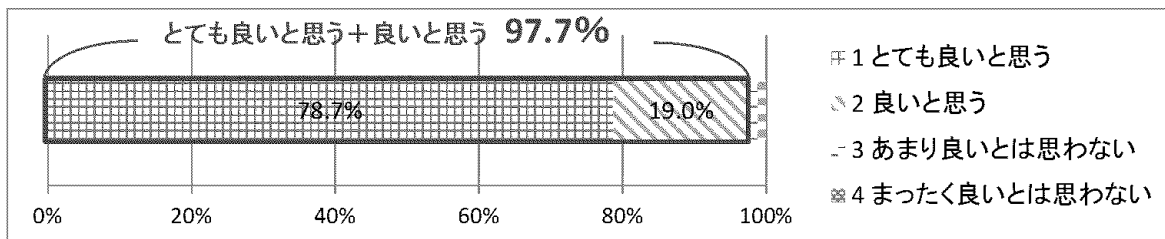
イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

魚料理を食べる機会が増えてよい【258人】、肉料理とのバランスがとれてよい【73人】、栄養(カルシウム等)が取れるのでよい【38人】、魚料理は健康によい【18人】、和食だからよい【15人】、魚料理のレシピを知ることができる【14人】、魚料理が好きなのでよい【11人】、産地・放射能汚染が心配【7人】、魚料理だと物足りないかもしれない【7人】、魚料理の骨が心配【4人】

(4) 旬の果物やデザート等は、子どもたちの給食の楽しみの一つとなり、併せて季節を知るための重要な要素であるため、献立に定期的に取り入れたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	362	79.4%	325	77.9%	687	78.7%
2 良いと思う	87	19.1%	79	18.9%	166	19.0%
3 あまり良いとは思わない	4	0.9%	6	1.4%	10	1.1%
4 まったく良いとは思わない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無効、無回答	3	0.7%	7	1.7%	10	1.1%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

季節・旬を感じられてよい【158人】、考え方がよい【95人】、子どもたちの楽しみが増えてよい【62人】、食べる機会が増える【40人】、栄養(ビタミン、糖分等)が取れるのでよい【27人】、いろいろな種類の果物が食べられる【5人】、果物はよいが、デザートが不要【5人】、アレルギーが気になる【5人】

ウ 旬の果物、デザートとして取り入れて欲しいと思う品目がありましたら、ご記入ください。(自由記入)

果物類・・・いちご、メロン、ぶどう、柑橘類(オレンジ、グレープフルーツ等)、柿など  
 デザート類・・・和菓子(団子、おはぎ、餅等)、アイス、ケーキ、ゼリー、プリンなど  
 川崎産、神奈川県産等地元の果物

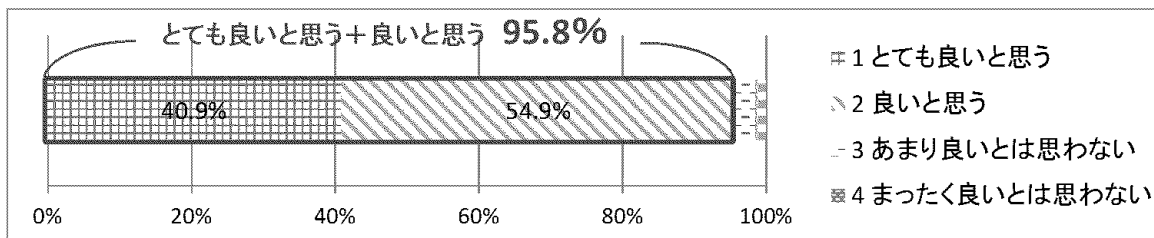
### 3. 給食費についてお尋ねします。

(1) 学校給食は、年間の、給食実施に必要な経費の一部※を「給食費」として保護者の皆様に負担していただき、食材を購入し、調理・提供しています。川崎市では、「2」でお示したような望ましい献立を提供するうえで必要な金額を給食費として設定させていただきたいと考えています。

※食材費相当額のみが保護者負担、施設・設備・人件費・光熱水費等は公費負担

ア このことをどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	185	40.6%	172	41.2%	357	40.9%
2 良いと思う	257	56.4%	222	53.2%	479	54.9%
3 あまり良いとは思わない	13	2.9%	11	2.6%	24	2.7%
4 まったく良いとは思わない	0	0.0%	2	0.5%	2	0.2%
無効、無回答	1	0.2%	10	2.4%	11	1.3%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

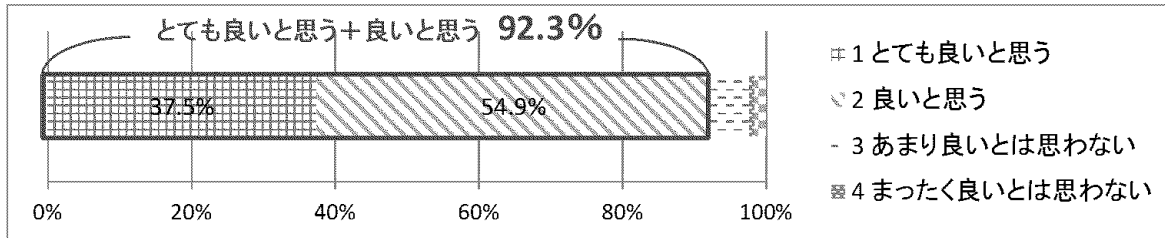
給食費の負担は当然(妥当)である【240人】、やむを得ない【16人】、金額による・高額でなければよい【12人】、給食費も公費負担してほしい【7人】、未納対策が必要だと思う【5人】、給食費が高い【3人】

(2)川崎市では、国産を基本とする食材の安全を確保したうえで、野菜の十分な摂取、魚料理等バランスの良い献立、旬の果物の提供など、美味しく健康的な給食を提供するために、平成29年度の年間の給食費を、1食あたり平均で320円※程度を基準として設定することを検討しています。

※牛乳代約52円を含む食材費相当額

ア この基準額についてどう思いますか？

	1年生		2年生		合計	
1 とても良いと思う	177	38.8%	150	36.0%	327	37.5%
2 良いと思う	247	54.2%	232	55.6%	479	54.9%
3 あまり良いとは思わない	26	5.7%	21	5.0%	47	5.4%
4 まったく良いとは思わない	1	0.2%	5	1.2%	6	0.7%
無効、無回答	5	1.1%	9	2.2%	14	1.6%
合計	456	100.0%	417	100.0%	873	100.0%



イ なぜそのように思われますか。(自由記入)

妥当(安い)と思う【216人】、高いと思う【38人】、わからない【21人】、やむを得ない【16人】、安すぎて不安【13人】、未納者が出そう【5人】、牛乳は不要【3人】

4. その他、中学校給食についてのご意見やご要望がありましたら、ご記入願います。

早く給食を始めてほしい【70人】、中学校完全給食の実施に期待している【51人】、安心・安全(衛生面、食材産地、配送等)に配慮した給食を実施してほしい【46人】、適量の給食(食べる生徒、食べない生徒の配慮)をしてほしい【43人】、昼食時間をきちんと確保してほしい【38人】、温かい(適温な)給食がよい【36人】、栄養バランスに配慮した給食を実施してほしい【17人】、美味しい給食を提供してほしい【17人】、アレルギー対策をしっかりやってほしい【16人】、牛乳はなし(または選択制)にしてほしい【11人】、旬・季節・イベント等にあった給食を提供してほしい【9人】、国産の食材を使用してほしい【7人】、献立の組み合わせや調理方法を工夫してほしい【7人】、開始時期が中途半端【7人】、弁当のほうが(もしくは選択制)よかった【7人】、給食費の未納問題がないようにしてほしい【7人】、食の大切さ・マナー等を学べるようにしてほしい【7人】、和食(米飯)中心の給食がよい【6人】、給食衣の扱いを検討してほしい【6人】、好き嫌いに配慮してほしい【5人】、給食費が高い【4人】

保護者各位

川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室

給食の内容

Table with 2 columns: Item (e.g., 対象学年, 提供内容, 調理方式) and Description (e.g., 全学年・全員喫食, 主食(ご飯・パン等)、おかず、牛乳\*). Includes details on catering, equipment, and costs.

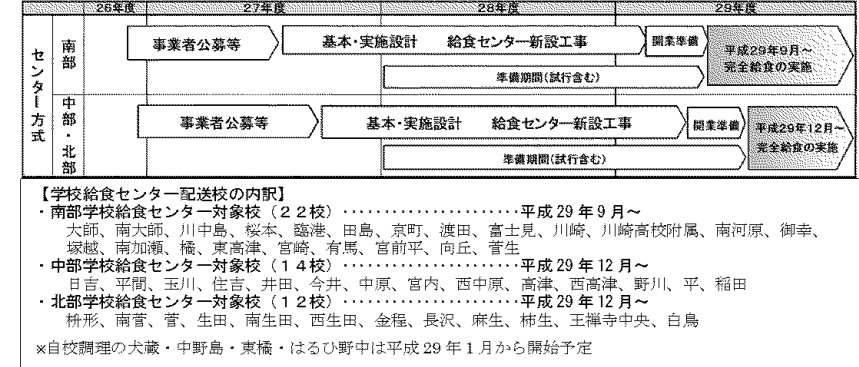
アンケートにご協力いただきありがとうございました。子どもたちにとって、より良い給食となるよう、取組を進めていきますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

問い合わせ先 川崎市教育委員会事務局中学校給食推進室
電話 044 (200) 2158 fax 044(200)2853
メール: 88chukyuu@city.kawasaki.jp

中学校給食に関するアンケートのお願い

平素より、学校教育活動へのご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。現在、平成 29 年度中の全中学校における完全給食の実施に向けて、学校給食センターの整備等を進めているところです。

○中学校完全給食実施スケジュール



○中学校給食の献立

中学校給食の献立は、国産品の使用など安全・安心を第一に考えるとともに、成長期にある中学生に必要な栄養量を満たすため、食品の使用量や組み合わせに配慮して作成します。

Menu diagram for '献立例(東橋中学校試行給食初日のメニュー)'. Includes items like デザート, ごはん, おはし, 主食, 副菜, 牛乳, 汁物. Includes callouts: '旬の果物などを積極的に取り入れます!', 'お肉や魚をバランス良く使用します!', '国産野菜をふんだんに使用します!', '※おはしやスプーン等の食具は家庭から持参します'.



## 中学校給食に関するアンケート

給食の実施にあたり、保護者の皆様のご意見を参考にさせていただきたいと思っております。

表面の「アンケートのお願い」の趣旨をご理解のうえ、次のアンケートにお答えいただきますようお願い申し上げます。

あてはまる番号1つを○で囲んでください。

1 お子様についてお尋ねします。

(1) どちらの地区の学校に通学されていますか？

① 川崎区 ② 幸区 ③ 中原区 ④ 高津区 ⑤ 宮前区 ⑥ 多摩区 ⑦ 麻生区

(2) 学年を下記のうちから選択してください。

① 1年生 ② 2年生

2 給食の内容についてお尋ねします。

(1) 本市の中学校給食においては、とにかく美味しく、(食べると)自然と健康になり、みんなが大好きな給食としていくことを目指していきたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

ウ また、上記のほか、目指してほしいと思う給食がありましたら、ご記入ください。(自由記入)

[ ]

(2) 本市の中学校給食においては、「国産<sup>※</sup>の安全な野菜を125g以上使用(1食平均)」(全国の中学校給食の野菜1食平均:112.8g)していきたいと考えています。※トマト水煮缶等、国産品の仕入れが困難な一部品目を除く

ア このことをどう思いますか？

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

(3) ご飯・おかず・汁物のバランスのとれた献立は、世界的にも評価が高く、それらを構成する重要な要素のひとつとして、魚料理を定期的に献立に取り入れたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

(4) 旬の果物やデザート等は、子どもたちの給食の楽しみの一つとなり、併せて季節を知るための重要な要素であるため、献立に定期的に取り入れたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

ウ 旬の果物やデザートとして取り入れて欲しいと思う品目がありましたら、ご記入ください。

(自由記入)

[ ]

3 給食費についてお尋ねします。

(1) 学校給食は、年間の、給食実施に必要な経費の一部<sup>\*</sup>を「給食費」として保護者の皆様に負担していただき、食材を購入し、調理・提供しています。川崎市では、「2」でお示したような望ましい献立を提供するうえで必要な金額を給食費として設定させていただきたいと考えています。

ア このことをどう思いますか？

※食材費相当額のみが保護者負担、施設・設備・人件費・光熱水費等は公費負担

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

(2) 川崎市では、国産を基本とする食材の安全を確保したうえで、野菜の十分な摂取、魚料理等バランスの良い献立、旬の果物の提供など、美味しく健康的な給食を提供するために、平成29年度の年間の給食費を、1食当たり平均で320円<sup>\*</sup>程度を基準として設定することを検討しています。

※牛乳代約52円を含む食材費相当額

ア この基準額についてどう思いますか？

① とても良いと思う ② 良いと思う ③ あまり良いとは思わない ④ まったく良いと思わない

イ なぜ、そのように思われますか。(自由記入)

[ ]

4 その他、中学校給食についてのご意見やご要望がありましたら、ご記入願います。

[ ]

# 年間給食実施回数及び学校給食費について

## 1 年間給食実施回数について

### (1) 「中学校給食における食育及び給食運営について」における方向性

小学校では、年間 183 回に実施回数を統一していますが、中学校では、各学校及び各学年で教育課程(長期休業・学校行事など)が異なることから、各学校にヒアリングを行うなど、さらに検討を進め、実施回数を定めることとします。

※なお、給食実施日については、別途教育委員会が指定する学校給食センター稼働日(年間 187 日)の中から学校が選択することとします。

※給食実施日以外で、午後まで授業や学校行事の予定がある場合には、家庭からお弁当を持参いただくこととなります。

### (2) 各学校からのヒアリング結果

各中学校から、年間 187 日の学校給食センターの稼働日の中で何回給食を実施するか、希望調査を実施したところ、結果は以下のとおりでした。

1 年生・平均 152.1 回

2 年生・平均 155.2 回

3 年生・平均 141.9 回

各学年平均・149.8 回

【結果から判明したこと】

- ・面談日やテスト期間における昼食の取扱いなど、各学校の教育課程が異なることから、東橋中学校における試行実施回数(年間 166 回)よりも平均希望回数は、年間約 16 回少ない。
- ・3 年生は、卒業式後、給食が不要となることなどから、1、2 年生と 3 年生の希望実施回数は 10 回以上隔たりがある。

### (3) ヒアリング結果等を踏まえた給食実施回数の設定

ヒアリング結果等を踏まえて、中学校長会と意見交換を行うなど、さらに検討を進めた結果、各学校が無理なく実施できる最大の年間実施回数を考慮し、年間実施回数を以下のとおりとします。

1・2 年生・年間 160 回

3 年生……年間 150 回

## 2 学校給食費について

### (1) 「中学校給食における食育及び給食運営について」における方向性

12歳から14歳にかけては、大きく心身が発達する時期であるとともに、生涯にわたって健康な生活を営むために、将来大人として望ましい食生活について身をもって学び、自ら実践する習慣をつける、もっとも重要な時期に当たります。

それらを学ぶために、生きた教材として必要十分な栄養素や野菜の量等を確保するには、給食費をどのように設定するか、東橘中学校における試行給食(暫定的に290円で献立を作成)において検討してきましたが、次のような課題がみられたところです。

#### 【東橘中学校の試行における主な課題】

##### ①野菜の不足

野菜の量に関しては、文科省の標準では1食当たり117gと定められており、全国の中学校給食の平均の実績では110gとなっています。しかしながら、国が「健康日本21」で定める望ましい野菜の摂取量は1日当たり350gとなっていることから、東橘中学校ではもっと高い水準(125g程度)を目指して献立作成を試みてきました。

その結果、文科省の標準や、全国平均を上回ることが出来たものの、目指した125gには達しませんでした。

平成28年1月～平成28年6月までの平均(東橘中)・・・119g

##### ②「和」の食習慣の形成に向けた、魚の定期的な使用

ご飯・おかず・汁物のバランスのとれた献立は、世界的にも評価が高く、自然に健康的な生活を生涯にわたって送るために重要なものであり、それらを構成する重要な要素のひとつとして、昔から食べられてきた、魚料理を定期的に献立に取り入れたいと考えていますが、一方で比較的高価なため、十分に取り入れることができませんでした。

平成28年1月～平成28年6月までの平均(東橘中)・・・18回/全87回

##### ③旬の果物やデザートなど、子どもたちの楽しみと季節感の不足

旬の果物やデザート等は、ビタミンなどの栄養素の摂取だけでなく、子どもたちの給食の楽しみの一つとなり、併せて季節を知るための重要な要素であるため、献立に定期的に取り入れたいと考えていますが、一方で比較的高価なため、十分に取り入れることができませんでした。

平成28年1月～平成28年6月までの平均(東橘中)・・・38回/全87回

#### 【東橘中学校の試行結果を踏まえた給食費設定の考え方】

上記の結果を踏まえ、肉や卵、米、野菜等の主要食材を国産とするなど、食材の安全を充分確保したうえで、成長期の子どもたちに望ましい給食を提供するためには、試行時の1食290円では、30円程度不足することが見込まれることから、下記のとおりとします。

1食当たり320円程度(H29.4改定を想定)

※ただし、今後、消費税等の引き上げが行われた場合には、上記の金額に消費税等の引き上げの影響分を転嫁することを原則とします。また、牛乳代等、望ましい献立の提供が困難になる程度の物価の変動があった場合も、給食費の改定を検討・実施します。

## (2) 年間給食実施回数を踏まえた学校給食費の額について

給食費設定の考え方に基づき、1食あたりの基準単価を320円として、下記のとおり年額及び月割額を定めるものとします。

学年	年額		月割額	
	牛乳代含む	牛乳停止の場合	牛乳代含む	牛乳停止の場合
1・2年生	51,700円	44,000円	4,700円	4,000円
3年生	48,400円	40,700円	4,400円	3,700円

【参考：算定根拠】牛乳代含む

学年	基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数		年額
1・2年生	320円	×	160	÷	11	≒	4,700円	×	11	=	51,700円
3年生	320円	×	150	÷	11	≒	4,400円	×	11	=	48,400円

【参考：算定根拠】牛乳停止の場合(牛乳代 51.5268円(税込み価格))

学年	基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数		年額
1・2年生	268.4732円	×	160	÷	11	≒	4,000円	×	11	=	44,000円
3年生	268.4732円	×	150	÷	11	≒	3,700円	×	11	=	40,700円

※ただし、今後、消費税等の引き上げが行われた場合には、上記の金額に消費税等の引き上げの影響分を転嫁することを原則とします。また、牛乳代等、望ましい献立の提供が困難になる程度の物価の変動があった場合も、給食費の改定を検討・実施します。

※100円未満の金額は切り上げています。

## (3) 平成29年度における経過措置について

平成29年度は、年度途中から給食が始まる学校が大半を占めることから、それぞれの開始時期に合わせて、給食実施回数及び給食費を算定することとします。

### ①南部学校給食センター配送校(平成29年9月～平成30年3月)

学年	年額		月割額	
	牛乳代含む	牛乳停止の場合	牛乳代含む	牛乳停止の場合
1・2年生	33,600円	28,000円	4,800円	4,000円
3年生	31,500円	26,600円	4,500円	3,800円

【参考：算定根拠】牛乳代含む

学年	基準単価		実施回数		実施月数		月割額		実施月数		年額
1・2年生	320円	×	103	÷	7	≒	4,800円	×	7	=	33,600円
3年生	320円	×	97	÷	7	≒	4,500円	×	7	=	31,500円

【参考：算定根拠】牛乳停止の場合(牛乳代 51.5268 円(税込み価格))

学年	基準 単価		実施 回数		実施 月数		月割額		実施 月数		年額
1・2年生	268.4732 円	×	103	÷	7	≒	4,000 円	×	7	=	28,000 円
3年生	268.4732 円	×	97	÷	7	≒	3,800 円	×	7	=	26,600 円

②中部及び北部学校給食センター配送校(平成 29 年 12 月～平成 30 年 3 月)

学年	年額		月割額	
	牛乳代含む	牛乳停止の場合	牛乳代含む	牛乳停止の場合
1・2年生	16,800 円	14,000 円	4,200 円	3,500 円
3年生	15,600 円	13,200 円	3,900 円	3,300 円

【参考：算定根拠】牛乳代含む

学年	基準 単価		実施 回数		実施 月数		月割額		実施 月数		年額
1・2年生	320 円	×	52	÷	4	≒	4,200 円	×	4	=	16,800 円
3年生	320 円	×	48	÷	4	≒	3,900 円	×	4	=	15,600 円

【参考：算定根拠】牛乳停止の場合(牛乳代 51.5268 円(税込み価格))

学年	基準 単価		実施 回数		実施 月数		月割額		実施 月数		年額
1・2年生	268.4732 円	×	52	÷	4	≒	3,500 円	×	4	=	14,000 円
3年生	268.4732 円	×	48	÷	4	≒	3,300 円	×	4	=	13,200 円

### 3 給食実施回数及び給食費にかかるスケジュール

平成 28 年 10 月 11 日・川崎市中学校給食推進会議及び教育委員会にて、給食実施回数及び給食費設定の考え方を報告(同日、市議会全議員へ情報提供)

平成 28 年 10 月 12 日・市議会文教委員会にて、給食実施回数及び給食費設定の考え方を報告

平成 28 年 10 月 12 日～19 日

・中学校給食にかかる保護者向けアンケート調査実施

平成 28 年 11 月 22 日・教育委員会にて、給食実施回数及び給食費を決定

平成 28 年 11 月 24 日・市議会文教委員会にて、給食実施回数及び給食費を報告

平成 28 年 12 月～平成 29 年 3 月

・学校・保護者向け周知期間(教育だよりかわさき等で広報していきます。)

平成 29 年 4 月・新たな給食実施回数・給食費適用

## 【参考】中学生にふさわしい献立作成について

子母口小学校の献立 平成 28 年 11 月 4 日(火)



【献立データ】小学校中学年

主食	「ごはん」	29.85 円
牛乳		47.71 円
主菜	「あじの塩焼き」	78.05 円
副菜	「煮びたし」	23.37 円
汁物	「けんちん汁」	61.37 円

野菜量・80g  
熱量・599kcal

この日の献立の予定価格(食材費)  
240.35 円×1.08=259.58 円  
※1 食基準価格 230 円

東橘中学校の献立 平成 28 年 11 月 4 日(火)



【献立データ】

主食	「ごはん」	31.24 円
牛乳		47.71 円
主菜	「あじの塩焼き」	78.05 円
副菜	「大根のうま煮」	44.76 円
汁物	「けんちん汁」	78.43 円
その他	「ふりかけ」	15 円

野菜量・96.4g  
熱量・764kcal

この日の献立の予定価格(食材費)  
295.19 円×1.08=318.81 円  
※1 食基準価格 290 円

### 中学校の献立作成にあたって留意した事項

- 純粹な和食メニューだと意外に野菜量が少なくなりがちなため、副菜を食べごたえのある「大根のうま煮」に変更し、野菜の量も増やしました。
- だしをきかせることで、減塩に努めました。(けんちん汁のだしに使用する削り節を 2.4g から 4.8g に増やし、塩を 0.7g から 0.6g に減らしました。)

### 実施後の様子と献立反省

- けんちん汁は、だしをきかせたことで、予定よりさらに塩をひかえる(⇒約 0.5g) ことができました。だしを増やしたことで、うまみが出て、生徒もよく食べていました。
- 大根のうま煮は、塩分を考慮することと、角仕切り皿に入れられる副菜として考えたメニューですが、汁ものと、使う食材の色味や味付けが似ていたので、葉物野菜を使用するなど、献立の組み合わせを考慮したいと思います。

※献立については、上記のように 1 日につき必ず 290 円(小学校は中学年で 230 円)の献立となるわけではなく、年間を通じた平均が 290 円程度となるように、食材価格の動向を見ながら、給食実施月の 2 か月ほど前に決定しています。

## 【その他の献立例】

東橋中学校の献立 平成 28 年 9 月 6 日(火)



### 【献立データ】

主食・・「ごはん」	31.24 円
牛乳・・	47.71 円
主菜・・「とり肉と大豆のピリ辛あえ」	70.84 円
副菜・・「三色ナムル」	15.87 円
汁物・・「ワンタンスープ」	56.74 円

野菜量・・165.7g  
熱量・・896kcal

この日の献立の予定価格(食材費)  
222.40 円×1.08=240.19 円  
※1 食基準価格 290 円

### 中学校の献立作成にあたって留意した事項

- この日は小学校では主食がパンでしたが、活動量の個人差が大きい中学生が、一人ひとりにあった栄養量に調整できるよう主食を米飯に変更しました。
- 主菜は、とり肉に、植物性の良質なたんぱく源となる大豆を加え、米飯に合う味付けの「ピリ辛あえ」としました。(小学校では主菜は「から揚げ」)
- 野菜量に配慮して、副菜に「三色ナムル」を加えました。

### 実施後の様子と献立反省

- 食べ残しもほとんどなく好評でした。
- 献立の多様化のため、魚の献立も積極的に取り入れていきたいと思います。

### 【参考】

さわらのカレーソースかけ	・・111.11 円
ぶりのてり焼き	・・ 84.91 円
めかじきの野菜あんかけ	・・139.34 円

東橋中学校の献立 平成 28 年 10 月 19 日(水)



### 【献立データ】

主食・・「ごはん」	28.4 円
牛乳・・	47.71 円
主菜・・「てり焼きハンバーグ」	72.42 円
副菜・・「きのこのスパゲッティ」	39.29 円
汁物・・「卵スープ」	76.31 円

野菜量・・77.65g  
熱量・・867.5kcal

この日の献立の予定価格(食材費)  
264.13 円×1.08=285.26 円  
※1 食基準価格 290 円

### 中学校の献立作成にあたって留意した事項

- 小学校では「ハンバーガー」でしたが、主食をご飯に変えて洋風のごはん献立にしました。
- 角仕切り皿の活用方法としてスパゲッティを副菜としてとりあげました。

### 実施後の様子と献立反省

- 子どもたちも大好きな献立で食べ残しもほとんどなく好評でした。
- スパゲッティは、きのこは多いものの、副菜なので、めんをもう少し減らして、野菜を増量しても良かったと思います。
- ごはんが食べやすい洋風の副菜も開発していきたいと思います。
- 果物をつけられると、さらに良かったと思います。

### 【参考】

ぶどう(57.6g)	・・84.24 円
みかん(80.0g)	・・53.00 円
りんご(53.1g)	・・29.25 円

# ■ 自校・合築校における完全給食の実施について

## 給食の内容

実施時期	平成29年1月～
対象	・全学年・全員喫食
調理方式	犬蔵中・中野島中 自校調理場方式 はるひ野中 小中合築校方式（はるひ野小学校との校内共同調理場にて調理）
調理業務	民間調理業者：犬蔵中・中野島中 株式会社 グリーンハウス はるひ野中 株式会社 東洋食品
献立・物資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・献立は、市の栄養教諭・学校栄養職員が、栄養バランス等に十分配慮の上作成します。</li> <li>・献立表は、実施月の前月末までに、学校をとおして各家庭へ配布します。</li> <li>・食材調達にあたっては(公財)川崎市学校給食会を活用し、国産品を基本に、安全・安心・良質な給食物資を確保します。また、地産地消にも配慮していきます。</li> <li>・食物アレルギーを有する生徒は、学校にて個別に相談を受けます。</li> <li>・牛乳についてはアレルギー等、やむを得ない場合を除き、全員が喫食します。</li> </ul>
食器等	食器：角仕切皿（強化磁器）、飯椀（強化磁器）、 深皿（樹脂製）、汁椀（樹脂製）、トレイ（樹脂製） 食缶：犬蔵中・中野島中では一部の料理に二重保温食缶を使用 食具：各自持参（各家庭であらかじめ献立表を確認し、箸（はし）・ スプーン等必要な食具を毎日持参していただきます。） ※強化磁器食器については市のブランドメッセージをデザインに使用しています。
給食当番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エプロン、帽子を貸与します。（当番終了後、各家庭で洗濯していただきます。）</li> <li>・給食当番のマスクについては、各家庭から持参していただきます。</li> <li>・給食当番の生徒は、食器・食缶等を配膳室等から教室まで運搬し、配食（盛付け）します。</li> </ul>
給食費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年1～3月分</li> <li>1・2年生 13,200円（牛乳代を含む）（月割額4,400円）</li> <li>3年生 11,700円（牛乳代を含む）（月割額3,900円）</li> <li>※給食実施回数に応じて、年額を定めています。</li> <li>※平成29年4月以降の給食費については保護者に改めてお知らせする予定です。</li> <li>・給食費は年額制です。分割払いにより、他の学校徴収金と同様に口座振替により集金します。</li> <li>・年度途中での転出入や長期欠席等につきましては、月単位での調整を行います。</li> <li>・日々の欠席や通級指導教室への通級等に係る減額や返金はありません。</li> <li>・給食費は生活保護や就学援助の対象費目です。</li> </ul>
給食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食実施に対応した時程での運用を行います。</li> <li>・詳細は、各学校より改めてお知らせしてまいります。</li> </ul>
評価・検証	平成29年1月以降、生徒・保護者・教職員を対象に、給食に関するアンケート（献立、給食時間等についてを想定）を実施します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通級指導教室では、アレルギー対応や提供数の管理、配送等の課題がありますので、当面の間、給食の提供はありませんが、引き続き検討していきます。</li> <li>・給食の実施にあたり、ランチサービスは給食実施前月で終了します。</li> </ul>

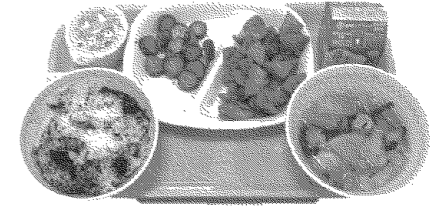
【平成29年度以降の給食費】  
 ●1,2年生(年間160回実施)  
 年額51,700円 月割額4,700円  
 ●3年生(年間150回実施)  
 年額48,400円 月割額4,400円

※東橋中学校については、平成28年1月から実施している試行給食に引き続き、完全給食を実施します。

## (参考)川崎市立中学校完全給食実施に向けたこれまでの取組

### 川崎市立中学校給食の基本方針(平成25年11月26日決定)

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。



●上記「基本方針」に基づき、児童生徒及び保護者の皆様にはアンケート調査等へのご協力もいただきながら、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期全校実施に向けた検討を進め、平成26年10月に「中学校完全給食実施方針」を決定いたしました。

●その後、PFI法に基づく、学校給食センターの整備手続の中で、事業者から、昨今の建設需要のひっ迫、建設人材・建設資材の不足等の状況から、事業スケジュールの見直しについて数多くの意見・提案をいただき、本市としても、中学校完全給食の早期全校実施をより確実に実現可能とするため、学校給食センター整備スケジュールについて見直しを行い、平成27年1月に「中学校完全給食実施方針(修正版)」を公表いたしました。

### 川崎市立中学校完全給食実施方針(平成26年10月28日決定、平成27年1月20日修正)の概要

- 1 学校給食を活用した食育の推進
- 2 全員喫食を原則  
食物アレルギーを有する生徒へは、原材料等の詳細な情報提供や、医師の診断に基づく特定原材料7品目(卵、小麦、そば、落花生、乳、えび、かに)の除去等の対応
- 3 (公財)川崎市学校給食会を活用し、安全・安心・良質な食材を確保。地産地消に配慮
- 4 セパレート型の食器を使用(食缶から盛付け)。箸等については各家庭から持参
- 5 学校給食センターを3か所設置  
小学校との合築校(東橋中学校・はるひ野中学校)については、合築校舎内の調理場を活用  
犬蔵中学校・中野島中学校については、敷地内に調理場を設置
- 6 平成28年度中に一部の学校において、平成29年度中には全校において(※修正)完全給食を実施
- 7 給食費は、今後、献立の内容と併せ決定

●今後は、下記スケジュールに基づき、中学校完全給食の早期実施に向けた取組を着実に推進してまいります。

		26年度	27年度	28年度	29年度
センター方式	南部		事業者公募等	基本・実施設計 給食センター新設工事	開業準備 平成29年9月～完全給食の実施
	中部・北部		事業者公募等	基本・実施設計 給食センター新設工事	開業準備 平成29年12月～完全給食の実施
自校方式	犬蔵中・中野島中		基本設計	実施設計 給食室増築工事	平成29年1月～完全給食の実施
小中合築校	東橋中		校舎改築工事	準備期間 平成28年1月～ 試行実施 試行額1食290円	平成29年1月～完全給食の実施
	はるひ野中		改修設計	給食室工事	平成29年1月～完全給食の実施



## 市議会附帯決議等への対応状況について

本市でこれまでに実績のない中学校完全給食を新規実施するにあたりましては、市議会附帯決議（平成 27 年 10 月）で頂いた御指摘等、実施に向けた検討課題がございます。これらの検討課題につきましては、安全安心で温かくおいしい給食を確実に提供するため、事業の進捗に合わせて適宜検討を進め、今後、節目節目で公表してまいりたいと考えております。

### 1 安全かつ効率的な配送実施に向けた検討

#### (1) これまでの取組

- ・要求水準の内容（平成 27 年 2 月～ 入札公告）  
調理後 2 時間喫食が守られるよう適切な配送業務を行うこと。
- ・事業契約締結（平成 27 年 10 月～）  
 事業者提案を基に、配送計画案を作成し、市職員による試走等を踏まえ配送計画案を精査。（南部については、提案時の所要時間最長 80 分を 60 分に短縮）

#### (2) 今後の方向性

- ・各学校の時程決定を受け、更なる所要時間の短縮化の検証など、安全かつ効率的な配送が実施できるよう、配送計画の精査及び実際に使用する車両を用いての試走による検証を行います。

#### (3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度								
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
【南部学校給食センター】				各学校時程決定	配送計画案		納車	試走	配送計画		完全給食実施		
								確認	決定				
【中部・北部学校給食センター】					配送計画案				納車	試走	配送計画		完全給食実施
										確認	決定		

### 2 災害時の対応

#### (1) これまでの取組

- ・要求水準の内容（平成 27 年 2 月～ 入札公告）  
 事業者は、災害等が発生した場合、施設設備の使用及び調理人員の提供等について、市に協力。協力の具体的な内容は、事業者決定後協議。
- ・事業契約締結（平成 27 年 10 月～）

事業者提案を基に、現在、災害時の対応について事業者及び関係部署と協議を実施中。

(2) 今後の方向性

- ・災害時には、各センターで給食用に貯米されている米を調理し避難所へ配送すること等を検討しています。また、来年度の早い時期に、事業者と災害時の協定締結を予定しています。

(3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
災害時の対応について協議調整			協定書協議		協定締結									

### 3 相互連携の仕組みなどリスク管理

(1) これまでの取組

- ・要求水準の内容（平成 27 年 2 月～ 入札公告）  
情報共有・効率的な事業実施等を目的とする連携組織を位置づけ、事業者の協力等を規定。
- ・事業契約締結（平成 27 年 10 月～）  
運営計画の検討を進めるとともに、現在、センター間の連携について組織体制等を検討中。

(2) 今後の方向性

- ・3センターの連絡調整会議を設け、平常時から連携を深めるとともに、有事に際しても機動的に連携が図れるよう調整を行います。

(3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度								
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
中学校給食に係る運営会議の体系検討と併せ、3センター連携のための組織体制等を検討調整					連絡調整会議実施								
					開業に向けた連絡調整				運営課題の共有・改善等				

## 4 施工モニタリング

### (1) これまでの取組

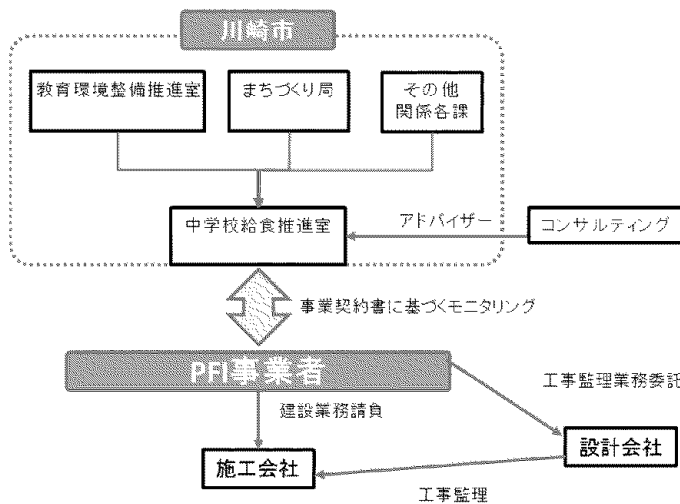
- 要求水準の内容（平成 27 年 2 月～ 入札公告）
 

施工については、関係法令を遵守し、設計図書及び施工計画等に従って工事を実施すること。また、工事監理者が毎月、工事監理報告書を提出することと規定。
- 事業契約締結（平成 27 年 10 月～）
 

市が行う施工モニタリングの実施内容・実施体制を検討構築。
- 平成 28 年 4 月 南部学校給食センター着工（同年 8 月北部、9 月中部着工）
 

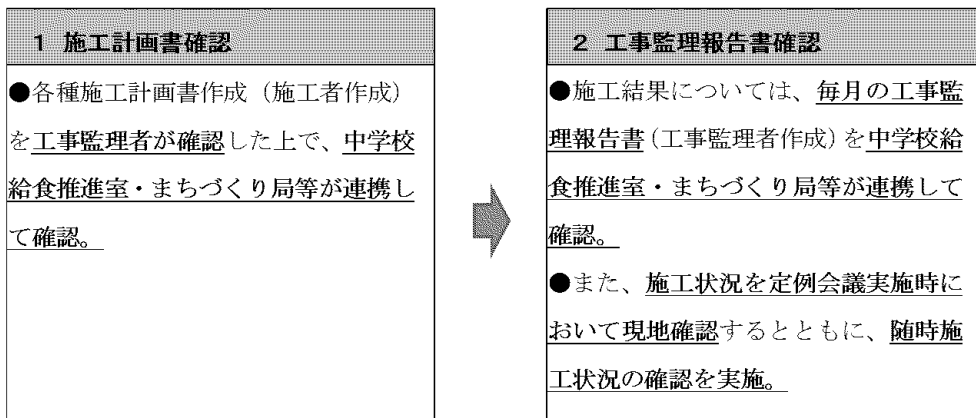
現在、まちづくり局等と連携し、毎月の工事監理業務報告書等の確認、及び主要工種の施工状況等については現地確認を実施しています。

【モニタリング体制図】



【モニタリングの流れ】

施工にあたっては、着手前に施工計画書を作成・確認し、施工結果についても工事監理報告書にて報告を受け、確認します。



主要な施工計画書（総合施工計画書、杭工事施工計画書、鉄筋工事施工計画書、コンクリート配合計画書、コンクリート打設計画書、鉄骨製作要領書、鉄骨工事施工計画書、防水工事施工計画書）

(2) 今後の方向性

- ・引き続きまちづくり局等と連携し、毎月の工事監理業務報告書等の確認、及び主要工種検査の現地確認を行うことで、確実な施工モニタリングを実施します。

(3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度								
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
<b>【南部学校給食センター】</b> 施工モニタリング実施 ・主な確認項目を中心に、随時確認を実施 ・建築中間確認（1月頃）						竣 工							
<b>【中部・北部学校給食センター】</b> 施工モニタリング実施 ・主な確認項目を中心に、随時確認を実施 ・中間確認（実施時期調整中）									竣 工				

## 5 長期修繕計画

(1) これまでの取組

- ・要求水準の内容（平成 27 年 2 月～ 入札公告）

施設の耐用年数を 30 年以上とし、施設の長寿命化及び設備等の更新メンテナンスに配慮した計画とするよう規定。（設計建設業務）

また、長期的な施設の使用を念頭に置き、計画的な修繕、更新（予防保全）を実施し、ライフサイクルコストの縮減を定めるとともに、PFI 事業期間の約 15 年間と事業期間終了後の約 15 年間の、合計約 30 年間に亘る長期修繕計画を策定することと規定。（維持管理業務）

- ・事業契約締結（平成 27 年 10 月～）

設計段階においては、予防保全等の考え方を反映するとともに、現在、具体的な長期修繕計画を検討中。

(2) 今後の方向性

- ・使用部材の耐用年数等を勘案した修繕・更新周期の検討、及び概算金額の積算を行い、約 30 年間の長期修繕計画を策定し、計画的な修繕及び設備等の更新（予防保全）を行います。

(3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度									
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
【南部学校給食センター】 設計内容に基づき、項目ごとの修繕周期、コスト等を勘案しながら計画を調整								長期修繕 計画策定		計画に基づく修繕等				
【中部・北部学校給食センター】 設計内容に基づき、項目ごとの修繕周期、コスト等を勘案しながら計画を調整								長期修繕 計画策定		計画に基づく修繕等				

6 総合計画第2期実施計画及び収支見通しへの反映

(1) これまでの取組

- ・第1期実施計画策定時（平成26年度）

中学校完全給食実施に係る想定事業費を総合計画第1期実施計画及び収支見通しに反映し、計画的に事業を実施。

(2) 今後の方向性

- ・第2期実施計画等の策定に向け、関係局と連携を図りながら、今後の事業費の精査を行い、第2期実施計画等に適切に反映していきます。

(3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度											
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
【第2期実施計画策定】					第2期実施計画策定作業											
											↑ 実施方針等へ反映					
					事業の進捗に合わせた計画事業費等の精査											

## 7 地元雇用及び地域経済への貢献

### (1) これまでの取組

- ・落札者決定基準の内容（平成 26 年 2 月～ 入札公告）  
地域経済への貢献について、事業者提案のその他項目に規定。
- ・事業契約締結（平成 27 年 10 月～）  
地元雇用、地元発注等について、現在、提案に基づき PFI 事業者が計画的に実施中。

### (2) 今後の方向性

- ・(地元雇用)  
平成 29 年 5 月以降、新聞折り込み広告等を活用し、調理員・配送員等の募集が始まるため、積極的な地元雇用がなされるよう働きかけてまいります。
- ・(地域経済)  
建設工事においては、専門工事等の市内企業の採用が進めてられており、今後も継続実施されるよう働きかけてまいります。

### (3) 今後の予定

平成 28 年度					平成 29 年度								
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
【地元雇用】						パート募集（随時）							
【地域経済】		工事の進捗に合わせ、適宜市内企業へ発注					南 部 竣 工			中 部 北 部 竣 工			

# 学校における食に関する指導プラン ＜中学校＞



平成28年11月改訂版

川崎市教育委員会

## 「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」改訂版について

学校における食育については、これまで中学校では保健体育科や技術・家庭科などの各教科、総合的な学習の時間や特別活動、昼食の時間において食に関する指導を行ってきたところです。

教育委員会では、平成 20 年 9 月に改訂された新学習指導要領に食育が明記されたことから、各学校においてさらに食育の取組が行われるよう平成 25 年 3 月に「学校における食に関する指導プラン〈中学校〉」を策定いたしました。

今回の改訂版につきましては、平成 29 年度からの中学校完全給食全校実施にあたり、給食時間における食に関する指導や各教科等における具体的な指導事例等を新たに追記するなど、教職員がより活用しやすいものとなるよう策定いたしました。

本市としての学校における食育は、学校の教育活動全体を通じて、全教職員の共通理解のもと、このプラン及び文部科学省の「食に関する指導の手引―第一次改訂版―」等の資料を活用し、校内の食育推進体制の整備を行い、作成した食に関する指導に係る全体計画に基づき推進することとしています。

また、学校においては、現在行われている小中連携の取組や栄養教諭等による学校間のネットワーク支援活動等を活用して、小学校から中学校にかけての体系的・計画的な食育推進がさらに図られるよう取り組んでいただきたいと思います。



## ■ もくじ

各法令等に係る食育の位置づけ	2
川崎市立中学校における食育	4
学校全体での取組	6
食に関する指導全体計画作成	8
食に関する指導の全体計画例	
教育課程全体を通じたカリキュラム・マネジメント	10
カリキュラム・マネジメントの実現	
各教科等と食育を関連付けた年間指導計画例	
食に関する指導の年間計画例	
各教科等における食に関する指導事例	15
栄養教諭について	34
給食を生きた教材にする	36
学校給食年間献立計画例	

## 参 考 資 料

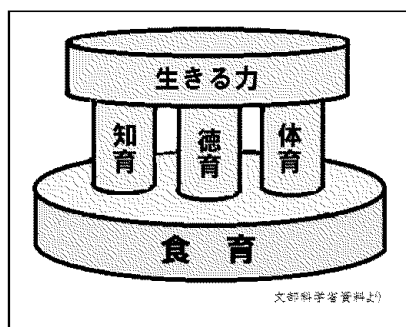
食育基本法〈抜粋〉	39
第3次食育推進基本計画〈抜粋〉	44
中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告	46
学習指導要領〈抜粋〉	47
学校給食法〈抜粋〉	54
平成25～27年度川崎市立小学校・中学校学習状況調査結果〈抜粋〉	57

## 各法令等に係る食育の位置づけ

### ・ 食育基本法

平成 17 年 7 月

食育基本法の前文では、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である」とし、子どもたちの食育について、「心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくむ基礎となるもの」としています。また、食育とは「生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎ともなるべきものと位置づけ、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことであるとしています。

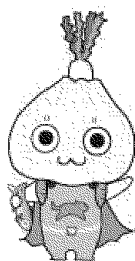


### ・ 第2次神奈川県食育推進計画（食みらいかながわプラン 2013）

平成 25 年 3 月

神奈川県の  
食育マスコット

神奈川県では、国の「食育基本法」及び「食育推進基本計画」を基本として、市町村、関係団体、事業者の方々と県民が一緒になって、かながわらしい食育を県民運動として推進するために「食みらい かながわプラン」を策定し、学校における食育の推進についても示しています。



かなふう

指 標（学校における部分を抜粋）	目標値
学校給食において地場産物を使用する割合	30%
学校給食の残食率（野菜）の減少	5%以下
食に関する年間指導計画を策定している学校の割合	100%
朝食を欠食する割合	0%

### ・ 第3期川崎市食育推進計画 こころもあったか！おいしいごはん

平成 26 年 3 月

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活を実践していけるよう家庭、学校、地域、企業等さまざまな分野との連携のもと、全ての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現を目指します。

- 目標 1 楽しい食事ではぐくむ
- 目標 2 元気な体をつくる
- 目標 3 食を通じて地域のつながりをつくる

平成27年3月

基本理念 **夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く**

基本目標 **自主・自立**

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと

**共生・協働**

個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

基本政策 Ⅱ

**学ぶ意欲を育て、**

**「生きる力」を伸ばす**

学ぶ意欲を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを目指します。

**施策3 健やかな心身の育成**

- 自らの健康に関心を持ち、自らの健康、生活習慣を維持・向上させるセルフケアの意識を醸成するなど、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を推進します。
- 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図るなど、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てます。

**「家庭・地域の教育力を高める」**

家庭教育事業の実施や、給食だより、食育だより、保健だよりなどを通して家庭・地域の教育力の向上を図ります。

**「確かな学力の育成」**

小中9年間の系統的な指導により確かな学力を定着させます。

**「豊かな心の育成」**

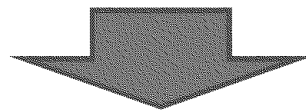
学校給食では、多くの食材、料理に触れ、豊かな食習慣を養います。また、生産者の思い等を感じる心を育みます。

## 川崎市立中学校における食育

### 中学校における「食育」の目標

中学生の食に関する現状・課題や、発達段階を踏まえ、**給食を中心**として、保健体育科や家庭科、特別活動等の**さまざまな経験を通じて、家庭や地域社会等と連携**しながら、以下の目標の達成を目指します。

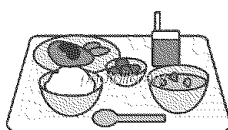
- ① 栄養や食事のとり方など、**食に関する正しい知識の習得**を目指します。
- ② 正しい知識を活用して、自ら食生活をコントロールしていく**食の自己管理ができる人間**を育てます。
- ③ 食に関する指導等を通じて、**地域への愛着と理解**を深め、生産者等への**感謝の心**を育みます。



### 中学校の指導における具体的な取組方針

中学校においては、これまでも保健体育等の時間を通じて、指導目標の実現に向けて、それぞれ指導プランを立てて食育を推進してきましたが、完全給食の導入を機に、家庭と連携しながら、以下の取組を進めます。

- ① 学校給食と関連させ、**教科や特別活動等における食育**を進めます。
- ② 給食の準備、片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる**「共食」による食育**を進めます。
- ③ 小学校からの**継続的かつ計画的な食育**を進めます。
- ④ 給食への**地場産物等の活用による食育**を進めます。

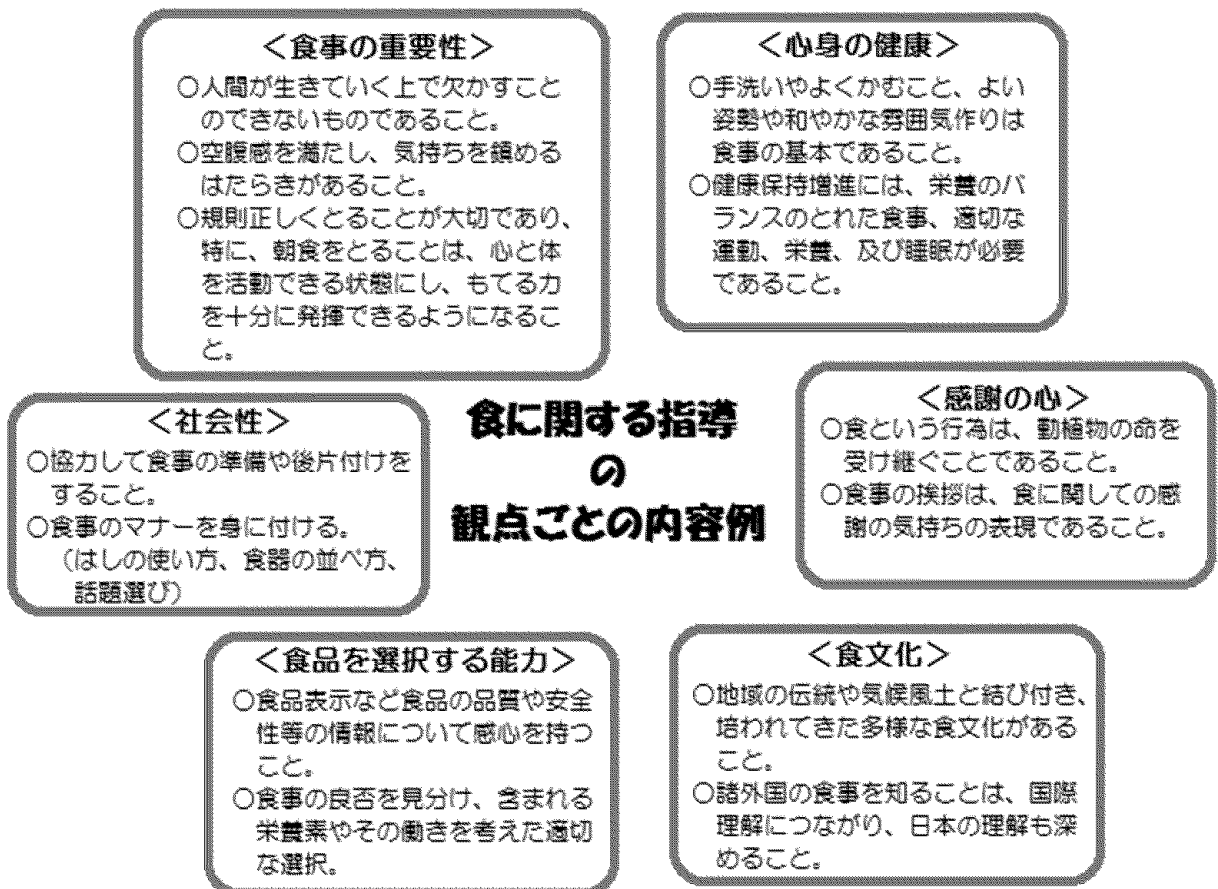


## 【食に関する指導の目標】

<>内は観点

1. 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。 <食事の重要性>
2. 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し自ら管理していく能力を身に付ける。 <心身の健康>
3. 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。 <食品を選択する能力>
4. 食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。 <感謝の心>
5. 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。 <社会性>
6. 各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。 <食文化>

文部科学省「食に関する指導の手引」より



## 学校全体での取組

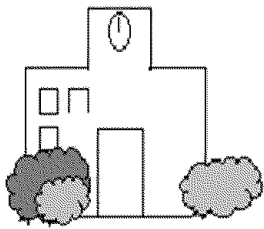
### 学校における食育の取組

食に関する指導の全体計画の策定・実施を通じて、自らの食生活を適切に判断し、食に関する課題を解決するための資質や能力を育成し、健全な食生活の実現に向かう情意や態度を育てることをねらいとしている。

#### 食に関する指導の目標の設定

#### 食育推進体制の整備

学校全体で  
組織的に活動



#### 食に関する指導の全体計画

(学校給食法第10条に基づく)

##### 【食育の観点】

- 食事の重要性 ○心身の健康
- 食品を選択する能力 ○感謝の心
- 社会性 ○食文化

特別活動の時間（主に学校給食の時間）、  
体育科、保健体育科、家庭科、技術・家庭  
科、生活科、理科、社会科、総合的な学習  
の時間等での学習、個別指導 等

- ・食事の楽しさ
- ・望ましい栄養や食事のとり方
- ・食物の品質及び安全性の理解
- ・食物に関わる人々への感謝
- ・食事のマナー
- ・地域の産物、食に関わる歴史

校内の協力体制・研修  
家庭及び地域社会との連携



## ●食に関する指導の目標の設定（生徒の実態・課題に応じた目標の設定）

各学校では、どのような子どもを育てたいのかを学校教育目標や目指す子ども像で明確に位置づけています。食に関する指導は、それらの目標等を具現化するために、子どもたちが望ましい食習慣を身に付けていくことを目指して行われるものですから、指導目標や指導内容の設定では、何よりも生徒の実態を踏まえ、食に関する課題解決を目指すことが必要です。

### ○子どもたちの食生活等の実態から課題を把握しましょう！

生徒の食生活状況や学校給食の喫食状況、健康上の実態や課題を把握します。

実態の把握は、食生活状況調査等の数値的な調査を実施するのが望ましいのですが、困難な場合には、学校保健統計調査や学習状況調査等のデータや教職員（学級担任や養護教諭等）の日々のかかわりや指導の中で感じている課題等を参考に把握します。

## ●学校の食育推進体制の整備（食育推進委員会、食育推進担当者）

食に関する指導は、学校教育全体を通して、同じ視点・目標のもとに、体系的・計画的に行われることが大切です。

そのためには、まず学校内に食育を推進する体制を整備します。

学校長のリーダーシップの下に、全教職員の理解と協力を得ながら進められるよう養護教諭、関係職員等からなる食育推進委員会等を設置し、学校内における調整や家庭・地域との連絡調整などを中心となる食育推進担当者を位置づけます。

### ○学校内での指導体制づくりをします

- ・食育を推進するための組織（食育推進委員会等）を既存する組織（学校保健委員会等）の活用も含め設置します。
- ・教職員の中から食育を中心となって進めるための食育担当者を位置づけます。
- ・専門性を有する栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭等を効果的に活用できるように学校の全職員で共通理解を図るよう配慮します。また、各教科においては、教科担任との連携も必要です。

## 食に関する指導全体計画作成

全体計画は、食に関する指導にあたっての基本的な計画であり、学校における食育を組織的・計画的に推進できるよう、学校内で共通理解を図るために必要なものです。また、保護者や地域の方等と連携して進められるよう、理解と協力を得るために必要な基本的な説明資料となります。

これまでも、各学校では、食に関する指導が様々な場面において取り組まれていますが、単発的な食に関する知識の伝達にとどまらず、体験を通して習慣化を促すための継続的な指導が必要です。そのため、特別活動や給食の時間、各教科等の学校教育全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ教科横断的に関連付け、体系的に理解させる指導が重要です。

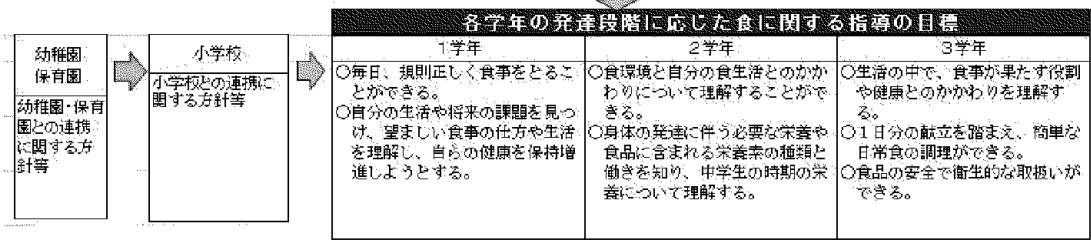
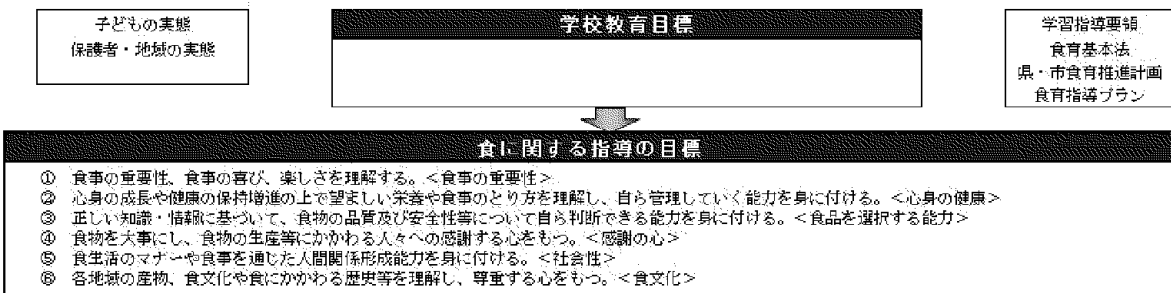
### ● 全体計画に記載する事項

- ① 学校教育目標
- ② 目指す子ども像
- ③ 子どもの実態、保護者・地域の実態（食や健康面での実態や課題）
- ④ 食に関する指導の目標（学校としての目標や文部科学省が示している目標等）
- ⑤ 各学年の発達段階に応じた食に関する指導の目標（学年ごと等）
- ⑥ 学級活動や給食指導の目標と指導内容（月ごと、学年ごと等）
- ⑦ 食育や健康教育に関する学校行事や生徒会活動
- ⑧ 各教科、総合的な学習の時間、道徳等の中で、食に関する指導の単元・内容（学年ごと）
- ⑨ 家庭・地域との連携方法・内容
- ⑩ 地場産物活用の方針個別相談指導の方針・内容



# 食に関する指導の全体計画例

## <食に関する指導の全体計画 中学校の例>



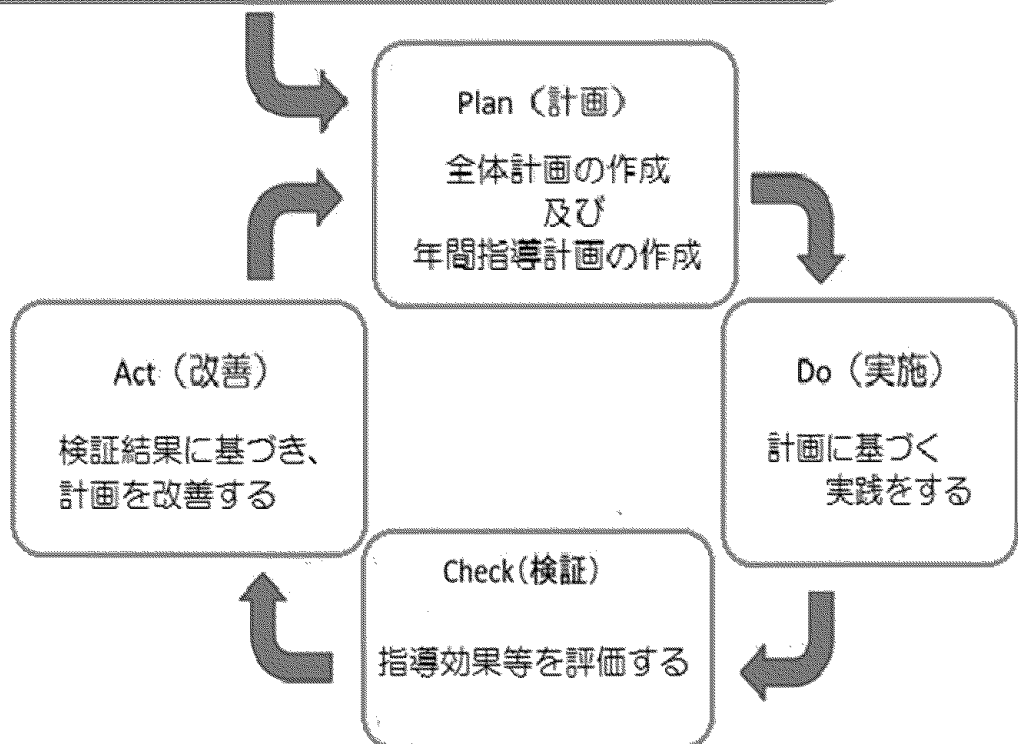
		前期			後期		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年
特別活動	学級活動及び給食時間	○朝食の大切さを見直そう ◎給食時間の過ごし方を考えよう ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)	○夏の食生活と水分補給について考えよう ◎食事の大切さを知る ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)	○食生活について考えよう ◎バランスのとれた食生活について考えよう ●給食時間の過ごし方(準備、後片付け、手洗い、身支度)	○生活のリズムと食事について考えよう ◎牛乳の大切さを知ろう ●正しい食事のマナーを身につけよう(食事、会食の仕方)	○生活のリズムと食事について考えよう ◎健康に良い食事のとり方について考えよう ●正しい食事のマナーを身につけよう(食事、会食の仕方)	○受験期の食生活について考えよう ◎生涯の健康について考えよう ●正しい食事のマナーを身につけよう(食事、会食の仕方)
	全校一斉指導	○朝食の大切さを見直そう ●給食時間の過ごし方を考えよう ●衛生面に気をつけて食事をしよう					
	学校行事	・定期健康診断 ・修学旅行 ・防災訓練 ・体育祭			・文化祭 ・自然教室		
	生徒会活動	・組織作り		・食に関する内容の発信・実践		・学校保健委員会・年間反省	
教科との関連	社会	【地理的分野】 (1)世界の様々な地域・イヴェ			【歴史的分野】 (1)歴史のつづえ方イ (4)近世の日本ウ		
	理科	【第2分野】 (3)動物の生活と生物の変遷・イ(7)					
	保健体育(保健分野)	(4)健康な生活と疾病の予防イ					
	技術・家庭(家庭分野)	B 食生活と自立 (1)中学生の食生活と栄養 アイ (2)日常食の献立と食品の選び方 アイウ (3)日常食の調理と地域の食文化 アイウ D 身近な消費生活と環境 (2)家庭生活と環境 ア					
総合的な学習の時間		食をめぐる問題と地域の農業や生産者について					
道徳		1. 主として自分自身に関すること(1) 2. 主として他の人とのかかわりに関すること(6) 4. 主として集団や社会とのかかわりに関すること(5)(6)(8)(9)					
家庭・地域との連携		学校がより、給食(食育)がより、保健がより、家庭配布献立表、学校保健委員会、教育相談、家庭教育学級、親子料理教室 学校を中心として、どのような子どもを育てたいのか、そのために保護者・地域とどのような連携の取組を計画しているのかを記述する。					
地域産物活用の方針		地域産物活用の教育的な意義、活用方針等を記述する。					
個別指導の方針・取組		保護者からの申し出、定期健康診断の結果、日常の食生活等から個別相談指導が必要な生徒を対象に実施する等、個別指導の方針等を記述する。関係職員との連携、校内指導体制等についても記述する。					

## 教育課程全体を通じたカリキュラム・マネジメント

食に関する指導の目標を実現するために

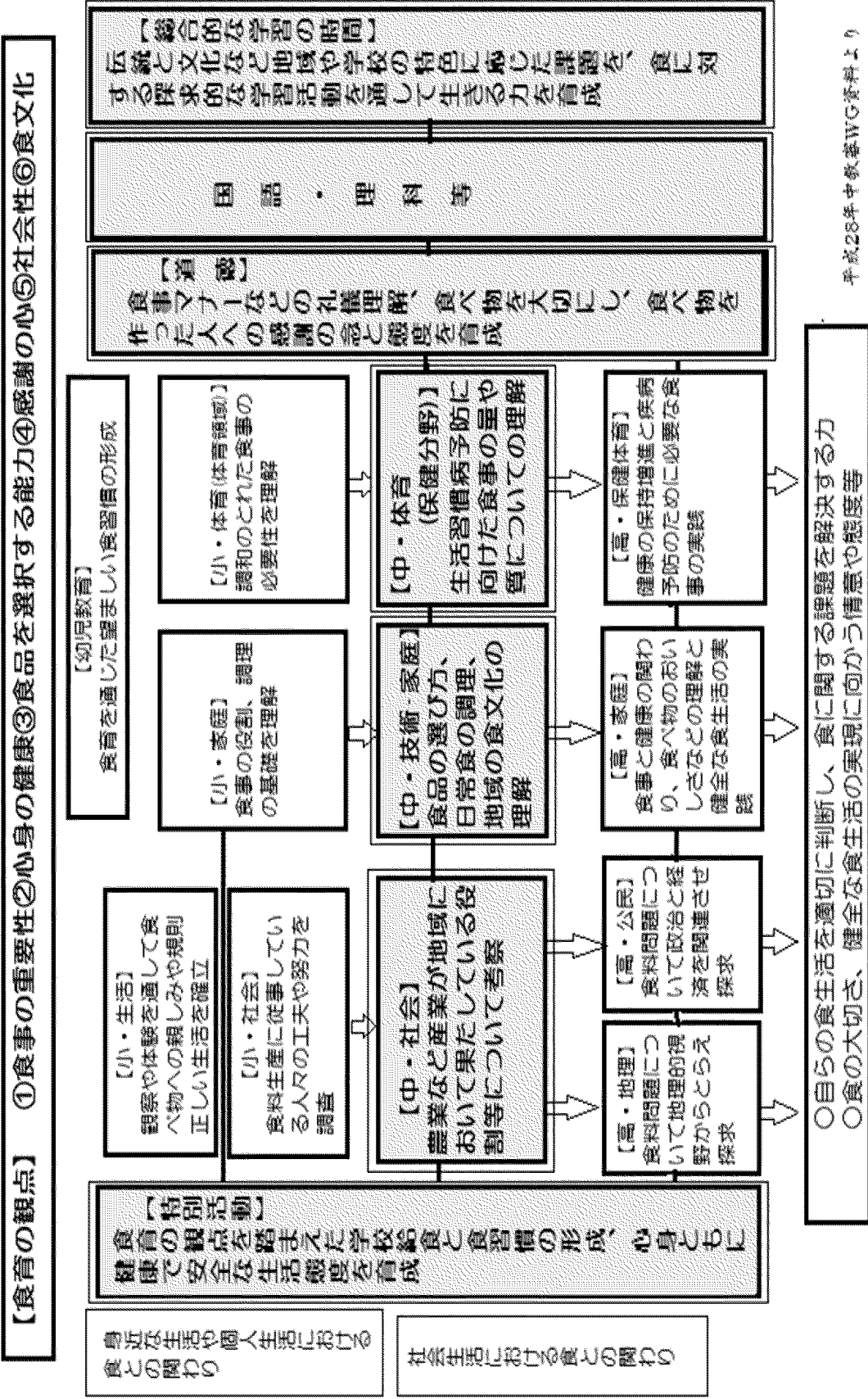
PDCA サイクルを確立する

- 生徒の実態や学校、家庭、地域の状況を把握する
- どんな課題が指摘されているかを整理する
- どんな力を付けさせていくかを明確にする
- 全体計画を運用していくための工夫や改善を検討する



カリキュラム・マネジメントの表現

カリキュラム・マネジメントの実現



平成28年中教審WG資料より

## 年間指導計画に記載する事項

- ・ 年間指導計画の整備

食に関する指導が、給食の時間だけではなく、関連教科、特別活動、道徳や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通して行われるよう、発達段階に応じた学年別の年間指導計画を作成します。その際、既存の教科等の年間指導計画を食に関する指導の観点から見直して、作成することもできます。

- ①各教科等における食に関する指導の単元・内容、実施時期
- ②特別活動における食に関する指導の内容と実施時期
- ③学校行事
- ④献立作成の配慮（旬の食材や地場産物の利用等）
- ⑤家庭・地域との連携方法・内容

## 既存の教科活動を見つめ直し、整理する

各教科等で毎年作成する年間指導計画に食に関する指導の目標を対応させた年間指導計画（例）

「食に関する指導」の目標を達成するための学習活動の位置づけを色分けしたり、分かりやすく表記したりします。

川崎市立〇〇〇学校

〇学年 年間指導計画

【食育の観点】  
 食事の重要性    心身の健康  
 食品を選択する能力    感謝の心  
 社会性    食文化

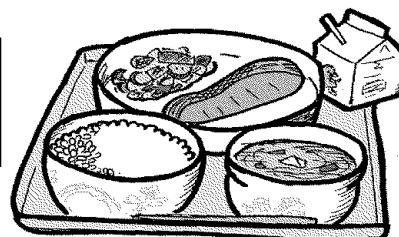
	4月	5月	9月	10月	3月
国語	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○○○○ ○○○○○
数学	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○○○○ ●食	○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○
道徳	○○○○○ ○○ ○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○ ○○○○○ ●食
特活	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○○○ ○○○○○
総合	○○○○○ ○○○○○ ●食	○○ ○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○	○○ ○○ ○○○○○	○○○ ○○○○○○○



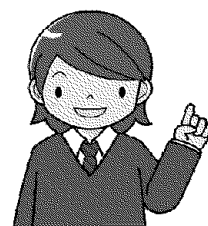
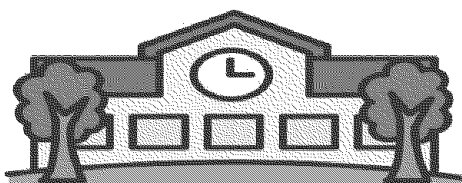
**食に関する指導の年間計画例 (中学校)**

社会	<p>(地理的分野)                  (1) 世界の様々な地域 イ 世界各地の人々の生活と環境 ウ 世界の様々な地域の認識(でも可能)                  (歴史的分野)                  (1) 歴史のとらえ方 イ (4) 近世の日本 ウ (1) 歴史のとらえ方 イ に 関しては各時代を視て取り扱う</p>
理科 (薬学分野)	<p>(3) 動物の生活と生物の変遷                  イ 動物の体のつくりと働き                  (7) 生命を維持する働き</p>
技術・家庭 (家庭分野)	<p>B 食生活と自立                  (1) 中学生の食生活と栄養                  (2) 日常食の献立と食品の選び方                  (3) 日常食の調理と地域の食文化</p> <p>ア 食事が果たす役割、健康にたいし、食習慣                  イ 栄養素の種類と働き、中学生の栄養の種類                  ア 食品の栄養的価値、中学生の1日に必要な食品の種類の分量、イ、中学生の1日分の献立                  ウ 食品の選択                  エ 他地の食料を基にした調理、地域の食文化、イ 他地の食料を基にした調理、地域の食文化                  ウ 食生活について、の課題と解決</p>
保健体育	<p>(保健分野)                  (4) 健康な生活と疾病の予防                  イ 生活行動、生活習慣と健康                  (7) 食生活と健康 (エ) 調和のとれた生活と生活習慣病</p>
他教科	
道徳	<p>※道徳の時間とは、次の内容項目での関連が考えられる。                  主として自分自身に関する事 1-(1)                  主として他の人との関わり合いに関する事 2-(5)                  主として集団や社会との関わり合いに関する事 4-(6) 4-(8) 4-(9)</p>
総合的な学習の時間	<p>学習課題：食                  学習例：食、食をめぐり問題と地域の課題の認識や生産者                  学習事項例：食の歴史、食文化と食生活の発展、食の安全や食料保障と社会生活との関わり、食をめぐり問題と地域の課題(中学校) 平成22年11月より                  (文部科学省) 食、食をめぐり問題と地域の課題の認識や生産者</p>
給食の時間 特別活動	<p>⑥給食時間の過ごし方を考えよう。(食)                  ⑥食事の大切さを考えよう。(重・健・社、文)                  ⑥1ラツドのとれた食生活について考えよう。(重・健・社、文)                  ●給食時間の過ごし方(食)                  ●準備、後片付けの仕方、協力体制                  ●当番の身支度                  ●衛生面に気を付けて食事しよう(健・健)                  ●手洗いの励行 ●食品の衛生管理</p>
	<p>◎牛乳の大切さを知らう。(健・健)                  ◎健康にたいし食卓のとり方について考えよう。(重・健・健・文)                  ◎生涯の健康について考えよう。(重・健・健・文)                  ●正しい食事のマナー(重・健・社、文)</p>
学習活動	<p>○学校活動 内容(2)適応と成長及び健康安全、牛、食育の観点から学校給食と食生活の形成                  ●食生活について考えよう。                  ●朝食の大切さを考えよう。                  ●生活リズムと食生活について考えよう。                  ●朝食の大切さを考えよう。</p>
学校行事	<p>・定期健康診断 ・校中庭子植樹祭会 ・体育祭 ・防災訓練 ・修学旅行                  ・文化祭 ・自然教室</p>
創立1周年 の記念 行事	<p>4月 清見オレンジ、キャベツ                  5月 新田中のこ、新たまねぎ、新じゃがが、さいしんげん、きんぴら、おひたし、おひたし、おひたし                  6月 さやいんげん、カレーアツカツ、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、おひたし、おひたし                  7月 さやいんげん、カレーアツカツ、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、おひたし、おひたし                  8月 さやいんげん、かぼちゃ、とうもろこし、なす、ピーマン、おひたし、おひたし</p>
	<p>キャベツ、とうもろこし、大根、海そう類</p>
創立50周年 の記念 行事	<p>5月 子どもの日の行事食 7月 七夕の行事食 9月 お月見の行事食                  6月 塩と口の健康週間の行事食                  4月 入学、進級祝い行事食 6月 塩と口の健康週間の行事食</p>
来年度 の目標 (教育たよりの実行)	<p>学校より、給食(食育)たより、保健たより、家庭配布立書の発行(年10回) 献立と食に関する内容(掲載)                  学校保健委員会、教習相談、家庭教育相談、親子料理教室                  食に関する指導の内容を示す。(各学年、学習のねらいにあわせて選択する) (重) 食育の重要性 (健) 食身の健康 (運) 食品を選択する能力 (愛) 健康の心 (社) 社会性 (文) 食文化</p>
行事	<p>2月 節分 3月 ひなまつりの行事食                  11月 勤労感謝の日の行事食 12月～2月 かながわ県立品給食予一への献立 1月 給食週間の行事食</p>

## 各教科等における食に関する指導事例



・社会科	2年	「世界と比べた日本の地域的特色」	P16
・理科	2年	「生命を維持するしくみ」	P17
・美術科	2年	「手の中に季節を表現しよう ～和菓子のデザイン～」	P18
・保健体育科（保健分野）	3年	「食生活と健康」	P19
	（保健分野）	3年 「休養・睡眠と健康」	P20
	（保健分野）	3年 「生活習慣病の予防」	P21
・技術・家庭科（技術分野）	2年	「生物育成に関する技術と私たちとの関わり」	P22
	（家庭分野）	1年 「考えよう！健康的でバランスのよい食生活」	P23
	（家庭分野）	2年 「商品の選択」食品を選ぼう	P24
・道徳の時間	1,2,3年	「真の国際人として」	P25
・総合的な学習の時間	1年	「私たちの食事の問題点」	P26
	1年	「日本の伝統文化を学ぼう」	P27
	2年	「私たちの地域の食材を見直そう」	P28
・学級活動	1年	「みんなで会食を楽しもう」	P29
	1年	「朝食の大切さを見直そう」	P30
	1年	「水分のとり方を考えよう」	P31
	2年	「栄養バランスを考えて、食べ物を買おう」	P32・33



## 社会科 中学2年生

### 1 単元名

「世界と比べた日本の地域的特色」

### 2 単元について

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げる。前単元の「日本の地域構成」の学習を生かしながら、「自然環境」「人口」「資源・エネルギーと産業」「地域間の結び付き」の4つの項目を取り上げ、日本を一つの地域として取り扱ったり、日本全体の視野から大まかな国内の地域差に着目させたりすることにより、我が国の国土の特色を理解させる。

### 3 単元の目標

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。  
【食品を選択する能力】
- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

### 5 本時の展開（11／14時間）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 日本の食料自給率、木材生産と輸入の変化、漁獲量と輸入量の変化の資料から日本の農・林・漁業の特色を概観する。	○農・林・漁業の特色を概観し、それぞれの課題についても目を向けるよう促す。
展 開	日本の農業・林業・漁業にはどのような特色や課題があるのか	
展 開	2 各グループで各種資料について調べ、日本の農・林・漁業の特色や課題についてまとめる。 「稲作」「果樹栽培」「近郊農業」「促成・抑制栽培」「食料自給率低下」「輸入材」「漁獲量減」「養殖業」「栽培漁業」等を取り上げる。	○農業では地形や気候に応じて各地でその特色を生かした農業が行われていることや、飼料の輸入、高齢化と農家数減などの課題について着目するように声をかける。
展 開	3 日本の農・林・漁業の特色と課題についてクラスで話し合う。	○漁業では規制を受けて漁業形態の変化が起きていることなども確認する。
展 開	4 貿易の自由化により、日本の農業等にどのような影響が出るか話し合う。 「国産」「外国産」「新しい取組」「食の安全性」「産業の衰退」「自給率」等を取り上げる。	○日本の自然環境と関連付けて特色や課題について考えるように促す。
ま と め	5 本時の学習課題に対してまとめを書く。	☆日本全体の視点から、日本の農業・林業・漁業の特色や課題について自然環境と関連付けながら理解している。(知識・理解)
ま と め	6 まとめたことを交流する。	



## 理科 中学2年生

### 1 単元名

「生命を維持するしくみ」

### 2 単元について

生きていくための体の各部、隅々で栄養や酸素を必要としていることをイメージし、様々な器官には、そのつくりや働きに工夫があることを捉えることができるようにする。

### 3 単元の目標

だ液による消化の実験などを行い、だ液がデンプンを糖に変えていることを考察し、体に必要な栄養分が吸収されるしくみを理解する。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】

### 5 本時の展開（4／11時間）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 前時を振り返りながら、本時の課題を確認する。	○食物に含まれる栄養分の種類について考えさせ、消化液の働きについて疑問をもつことができるようにする。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;">だ液はデンプンを何に変えるのだろうか、それは何のためだろうか</div> 2 課題に対する予想を立て、実験方法の確認をする。 3 グループで実験に取り組む。 4 だ液の働きについて実験結果をもとに考察する。 5 グループで話し合いながら考察を練り上げていく。 6 全体で意見を出し合い、結論を導出する。	○指示薬の性質について、写真や演示実験で説明する。 ○火気の扱いに十分注意するよう指導する。 ○予想と比較して考察するよう促す。 ○グループで考えを練り上げるために、ホワイトボード等の思考ツールを準備する。 ○何のためにデンプンが糖に変化するのかを、推論するよう促す。
ま と め	7 本時を振り返り、学習のまとめをする。	○本時の振り返りとともに、だ液以外にも取り入れた栄養を血液にとけやすくして吸収しやすくしていることに触れ、次時につなげる。

## 美術科 中学2年生

### 1 題材名

「手の中に季節を表現しよう～和菓子のデザイン～」

### 2 題材について

和菓子づくりに見られる日本の伝統的な美意識について考え、自分たちの表現に生かしていく。食文化の中にも、美しさや身近な自然などが表されていることを知り、豊かな食生活を作り出していく意識を育てる。

### 3 題材の目標

和菓子の表現に興味をもち、四季のイメージなどを基に構想を練り、表現方法を工夫して表現するとともに、食文化における調和のとれた美しさについて感じ取る。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

### 5 指導計画（7時間扱い）

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 本物の和菓子や和菓子の写真資料などを鑑賞し、表現されている四季や表現の技法を鑑賞する。	○和菓子の色彩や形からどのようなことを表しているのかを考えさせる。 ☆和菓子の中に思いを込め、美しさを表現している日本の食文化について味わおうとしている。 (関心・意欲・態度)
展 開	2 自分の経験から「季節」を表現する色彩や形を考える。  3 アイデアスケッチなどにより、表したいことの構想を練り、見通しをもって表現できるようにする。	○季節を感じさせるものをあげさせ、色彩や形の特徴を考えさせる。  ○和菓子としての用途を考え、食べやすさや、見た目の美しさを考えたデザインを考えさせる。 ☆四季を感じる色彩や形などの考え、表現の構想を練っている。(発想や構想の能力)
ま と め	4 使用する材料（樹脂粘土）について理解をする。  5 材料の特性を生かし自分の表現意図に合う表現方法を工夫し、制作をする。	○自分の表現意図を表すためにどのような方法が適切なのか、資料等で和菓子の制作方法などを鑑賞させ、表現方法を工夫させる。 ☆材料の特性を生かして、創造的に表現している。(創造的な技能)
ま と め	6 お互いの作品を鑑賞し、四季を表す表現の工夫などを感じ取る。	○制作した作品の鑑賞を通し、身近な食文化の中の美しさについても気付けるようにする。 ☆身近な生活の中の美しさを感じ取り、価値意識をもって味わう。(鑑賞の能力)

**保健体育科 保健分野 中学3年生**

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「食生活と健康」

健康を保持増進するためには、毎日適切な時間に食事をする、また、年齢や運動量に応じて栄養素のバランスや食事の量などに配慮すること及び運動によって消費されたエネルギーを食事によって補給することが必要であることなど、健康によい食生活について学習する。

3 本時のねらい

- ・食生活と健康について、課題の解決に向けての話合いや意見交換などの学習に意欲的に取り組もうとしている。  
(関心・意欲・態度)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画（1／5時間）

「食生活と健康」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ	1 バランスの良い食事について考える。	・教科書 P80 のAさんとBさんの食事を比べることにより、発育・発達や生活習慣病予防のためにはバランスの良い食事が大切なことに気付かせる。
考える・深める	2 自分の食事を記録する <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     自分の1日の食事の内容や食事をする時間などについて振り返ってみる。                 </div>	・資料1をもとに、自分の食事はバランスよく摂れているか整理をさせる。 ・不足しがちな栄養素を挙げ、どのような食品をとればよいか整理させる。
	3 運動によって消費するエネルギーと食事の必要性について整理し、説明する。(グループ内で説明する)	・運動部活動などの時間が多い生徒は、十分なエネルギーをとる必要があることや食事に必要な栄養素をとることが基本であることを補足する。  [学習活動に即した評価規準] <div style="border: 2px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     食生活と健康について、課題の解決に向けての話合いや意見交換などの学習に意欲的に取り組もうとしている。(関心・意欲・態度)                 </div>
	4 資料3、4をもとに、40分間のランニングで消費されるエネルギーは食パン何枚分か計算する。	・自分の普段の食生活に合わせて、米飯や即席めんなどでも計算してよいことを伝える。
	5 規則正しい食生活の必要性について調べ、整理する。	・朝食には、体温を上げ、午前中の生活に必要なエネルギーを供給する役割があることを伝える。
まとめ	6 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・健康を保持増進するためには、毎日適切な時間に食事をする、また、バランスの良い食事に配慮すること、運動によって消費されたエネルギーを食事によって補給することが必要であることを理解できたか確認させる。

**保健体育科 保健分野 中学3年生**

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「休養・睡眠と健康」

健康を保持増進するためには、休養及び睡眠によって心身の疲労を回復することが必要であることを学習する。

3 本時のねらい

- ・休養・睡眠と健康について、学習したことを自分の生活や事例などと比較したり、関係性を見付けたりするなどして、筋道を立ててそれらを説明している。 (思考・判断)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画 (3/5時間)

「休養・睡眠と健康」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ    考える・深める	1 「やってみよう」で疲労の自覚症状をチェックする。	・教科書 P84 の「やってみよう」で自分の疲労の現れ方を確認し、生活習慣との関連を考えさせる。
	2 疲労の原因を考える。	・疲労の自覚症状から、学習や運動、睡眠不足、ストレスなど疲労の現れ方を分類させ、その原因を考えさせる。
	3 疲労回復の必要性を考える。	・変化を考えさせた後で、疲労を回復させないまま放っておくことにより、抵抗力が下がり病気にかかりやすくなることや、交通事故の原因になることを伝える。
	4 疲労回復の方法について考える。(グループ内で発表する)	・疲労を回復させた経験をもとに考えるように促し、疲労を回復させるためには適切に休養をとることが必要であることに気付かせる。 ・疲労を回復させることで抵抗力を高めたり集中力を高めたりし、健康に過ごしたり、作業効率を上げることができることを補足する。 [学習活動に即した評価規準]
	5 心身の疲労を回復させる適切な方法を知る。	・疲労の回復には、十分な栄養をとることや入浴、運動が必要であることを伝える。  ・疲労の状況に合わせて、どのような食事をとることが好ましいか、例をいくつか紹介する。
まとめ	6 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・健康を保持増進するためには、休養及び睡眠によって心身の疲労を回復することが必要であることを理解できたか確認させる。

**保健体育科 保健分野 中学3年生**

1 単元名

イ 生活行動・生活習慣と健康

2 本時について「生活習慣病の予防」

人間の生活は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に  
 応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを学  
 習する。

3 本時のねらい

・生活習慣病の予防について理解したことを言ったり、書き出したりしている。 (知識・理解)

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】  
 ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能  
 力を身に付ける。【心身の健康】

5 本時の計画 (5/5時間)

「生活習慣病の予防」

	学習内容・学習活動	指導上の留意点
はじめ	1 「やってみよう」で自分の生活習慣をチ ェックする。	・教科書 P86 の「やってみよう」で自分の生活習 慣を確認し、生活の乱れはないか考えさせる。
考える・ 深める	2 生活行動と生活習慣病との関連について 知る。 ・生活習慣病の原因となる行動 不適切な食生活、運動不足、睡眠不足、 過度なストレス、喫煙、飲酒	・生活習慣に乱れがある場合、心身にはどのよう な負担があるのか、また、その生活行動を続け ることによって引き起こされる病気とは何かを 伝える。 [生活習慣の乱れには、塩分の取りすぎ、脂 肪分の取りすぎ、間食の取りすぎ、飲酒、 運動不足、睡眠不足ストレス過剰、喫煙な どがあげられる。]
	3 日本人の3大死亡原因について知る ・がん、心臓病、脳卒中	・日本人の3大死亡原因にはがん、心臓病、脳卒 中があり、それらの病気と深くかかわるもの には糖尿病、高血圧症、脂質異常症があり、生活 習慣が影響していることを伝える。
	4 今後の生活習慣を考える。(グループ内で 発表する)	・生活習慣病の原因となる行動や3大死亡原因を 念頭に置きながら、生活習慣病にならないため に必要な正しい生活習慣を考えさせ、グルー プ内で発表させる。  [学習活動に即した評価規準] 生活習慣病の予防について理解したことを 言ったり、書き出したりしている。 (知識・理解)
まとめ	5 本時の学習の振り返り ・ワークシートに記入する。	・生活習慣病を予防するためには、心身の負担に なる生活行動を続けないことであることを理解 できたか確認させる。

## 技術・家庭科（技術分野） 中学2年生

### 1 題材名

「生物育成に関する技術と私たちとの関わり」

### 2 題材について

生物育成の基本的な知識や技能について学び、生物を育成するために必要な環境要因や管理技術について検討し、育成計画を立案して作物を栽培した。その経験をもとに、生物育成に関する技術を環境や経済的な側面から適切に評価し、生活の中で活用する方法を考える。

### 3 題材の目標

生物育成に関する基本的な技術を身につけるとともに、技術が社会や環境に果たしている役割と影響について理解する。また、作業効率や安全性、価格等の視点から、これからのように作物を生産したり購入したりすればよいか考えることができる。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

### 5 本時の展開（10／10時間）                      栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導 入	1 生物育成にはどのような技術があるか、学習してきた内容を振り返る。	○成長を管理する技術、生物の特徴を改良する技術、環境を整える技術について教科書を使って確認させる。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">生物育成の技術について考えよう</div> 2 促成栽培や水耕栽培、露地栽培等の技術をさまざまな視点（「環境」「エネルギー」「費用」「安全」「作業効率」など）から評価し、グループで話し合う。 3 グループで話し合った内容を発表し、技術にはプラス面とマイナス面の両面があることに気付く。 4 これから農作物を選ぶとき、何を基準にして選ぶのか考える。「品質」「価格」「安全」「生産地（地産地消）」など	○自分の考えを視点ごとに記入できるワークシートを用意する。 ○評価した内容をグループで話し合い、共通性に気付かせる。 ☆生物育成の技術を評価することができる。（生活を工夫し創造する能力） ○発表内容を板書し、プラス面とマイナス面に分類することで、技術にはマイナス面もあることを確認する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">農作物の安全面や経済面等について説明する。</div> ○自分の考えた基準を記入できるワークシートを用意する。 ☆農作物を選ぶための適切な基準を考えることができる。（生活を工夫し創造する能力）
ま と め	5 自分の生活を振り返り、学んだことをどのような場面で生かしているか記入する。	☆学んだことをもとに生活について見直し、よりよくしようとしている。（関心・意欲・態度）

**技術・家庭科（家庭分野） 中学1年生**

**1 題材名**

「考えよう！健康的でバランスのよい食生活」

**2 題材について**

小学校家庭科で栄養素の働きや、食事の役割についての学習を活用し、中学校技術・家庭（家庭分野）で自分の食生活について見直し、献立を点検し改善する中で、食事の大切さを理解し、健康的で栄養バランスのよい食事のとり方について考える。

**3 題材の目標**

自分の食生活を見直すことにより、食生活に関心をもち、栄養バランスのよい献立や食事のとり方についての基礎的・基本的な知識や技術を習得するとともに、これからの食生活をよりよくするための工夫ができるようにする。

**4 「食育」の視点から育成を目指す能力**

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康を考えた栄養バランスのよい食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

**5 本時の展開（7/14時間）**

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導入	1 ファストフードや市販のお弁当、給食を比較して、栄養バランスについて考える。	○ファストフード、市販のお弁当、給食の写真を掲示し、違いについて考えさせる。
展開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     バランスのよい食生活について考えよう                 </div>	
	2 献立づくりに必要なことは何かを考える。 「栄養」「好み」「時間」「費用」「旬」「安全」など	○ペアやグループで話し合い、家族がどのように献立を考えているのか、栄養などの様々な視点に気付かせる。 ○給食の献立からポイントを考えさせるようにする。 ペアまたはグループでアドバイスをしてもよい。 「主食」「主菜」「副菜」「汁物・飲み物」
	3 献立を考えるポイントや手順について考える。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                         献立づくりのポイントについて説明する。                     </div>
	4 自分の食べた朝食や昼食(昨日)を書き出し夕食の献立を考え1日分の献立を立てる。	☆献立づくりの手順を理解している。(知識・理解) ○食品成分表などの資料をもとに、栄養バランスを考えた献立が立てられるように助言する。
まとめ	5 自分の考えた献立から日頃の食生活を振り返り、問題点や改善点がないか記入する。	☆自分の食生活を見直し、問題点や改善点を見付け、健康的な食生活を考えることができる。 (生活を工夫し創造する能力)

**技術・家庭科（家庭分野） 中学2年生**

**1 題材名**

「商品の選択」食品を選ぼう

**2 題材について**

小学校家庭科での栄養素の働きや、食事の役割についての学習を活用し、中学校技術・家庭（家庭分野）で自分の食生活について見直し、食品を購入する視点と態度を養う。食事の大切さを理解し、健康的で栄養バランスのよい食事のとり方について考える。

**3 題材の目標**

自分の食生活を見直すことにより、食生活に関心をもち、栄養バランスのよい献立や食事のとり方についての基礎的・基本的な知識や食品を選択する能力と態度を習得するとともに、これからの食生活をよりよくするための工夫ができるようにする。

**4 「食育」の視点から育成を目指す能力**

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。

**5 本時の展開（7/14時間）**

【食品を選択する能力】

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）
導入	1 ほうれん草を選ぶにあたって、必要なポイントについて考える。	○ほうれん草の写真や実物を掲示し、違いについて考えさせる。 ☆食品を選ぶためには、どのようにしたらよいか、考えようとしている。（関心・意欲・態度）
展開	食品を選ぼう	
	2 生鮮食品を選ぶにあたって必要なことは何かを考える。 「新鮮」「調理法」「保存」「費用」「旬」「安全」「購入先」「産地」など	○家族がどのように食品を選んでいるのか、自分の家庭を振り返りながら考えるように助言する。 ○ペアやグループで話し合い、気付いたことを発表させることにより、食品を選択する視点に広がりをもたせる。
	3 生鮮食品の選び方をもとに加工食品の購入のポイントについて考える。	○食品の種類や加工方法により、選び方も異なることに気付かせる。 ペアまたはグループでアドバイスをしてもよい。 ☆食品の購入について理解している。（知識・理解）
まとめ	4 自分の考えた食品の選び方について、日頃の食生活を振り返り、問題点や改善点がないか記入する。	☆自分の食生活を見直し、問題点や改善点を見つけ、健康的な食生活を考えることができる。（生活を工夫し創造する能力）



## 道徳の時間 中学 1, 2, 3 年生

### 1 主題名

「真の国際人として」

### 2 主題設定の理由

#### ①価値について

国際化の進展の中で、真の国際人として、どの国の人々も同じ人間として尊重し合い、公正、公平に接する生き方が求められている。そのためには、日本人としての自覚をしっかりともち、その上で国際的視点を広げていくことが大切である。

#### ②資料について（海と空－樫野の人々－「私たちの道徳」）

本資料は、イラン・イラク戦争の渦中に脱出の手段を失っていた邦人たちが、トルコ政府から提供された救援機によって無事脱出できたという実話を基に構成されている。脱出の当事者である主人公は、トルコ政府の厚意の背景に、1890年のトルコ船籍エルトゥールル号遭難の際の和歌山県串本の人々の献身的行為があったことを知る。このことから、国と国との関わり、国際的規模の相互扶助の在り方に思いを馳せることができる。真の国際人としての生き方を考えることのできる資料である。

食育との関わりとしては、樫野地区に1個のサツマイモも1羽のニワトリも無くなってまでも食事を振る舞い、遭難したトルコの人たちを助けようとした樫野の人々の思いを考えることが、人間関係形成能力につながるのではないかと考える。

### 3 ねらい

世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、同じ人間として尊重し合おうとする意欲を育てる。 4－（10）

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食事のマナーや食を通じた人間関係形成能力を身に付ける。【社会性】

### 5 本時の展開（1／1時間）

	学習活動と予想される生徒の発言や考え	指導上の留意点
導 入	1 樫野地区の位置を確認する。	・樫野地区の位置を確認することで、資料の内容をイメージする際の助けとなるようにする。
展 開	2 資料「海と空」を読み、話し合う。 ○遭難したトルコの人たちを、樫野地区に1個のサツマイモも、1羽のニワトリも無くなってまでも食事を振る舞い助けた樫野の人々は、どのような思いでそうしたのか。 ・困っている人を助けることは当たり前のこと。 ・人の命に国の違いはない。同じ人間だ。 ◎海と空が水平線で一つになるのを見つめながら、「私」はどのようなことを思っているのだろうか。 ・樫野の人々に自分の命は助けられたことと同じだ。 ・同じ人間として互いに尊重し合う心をもことが、世界平和のために大切なことだ。	・樫野地区に蓄えた食料がほとんどない中で、貴重なサツマイモや非常用のニワトリが無くなってまでも食事を振舞ってトルコの人たちを助けようとした樫野の人々の思いを考えさせたい。  ・自分たちのことよりも、トルコの人たちを第一に考えている樫野の人々の思いを捉えられるようにする。  ・トルコの人々の行為と樫野の人々の行為が、国際的規模の相互扶助となっていること、そのことの重要性に気が付いた主人公の思いを捉えられるようにする。
終 末	3 感想を書く。  4 「私たちの道徳」219ページの緒方貞子さんのメッセージ「中学生のみなさんへ」を読む。	・感想はねらいと関わって、自分の考えを書くことができるように促す。

※「私たちの道徳 活用のための指導資料」を参考に作成

**総合的な学習の時間 中学1年生**

**1 単元名**

「私たちの食事の問題点」

**2 単元について**

4月から食文化について取り組み、調べ学習や発表、農園作業でさつまいもを育てて収穫し、大根などの秋野菜の栽培、それらを使った調理なども行い、食に関する興味が高まった。また、普段どんな食生活を送っているのか、食事の記録をとった結果、食事のバランスが悪いことが分かった。そこで、自分の食生活を、栄養や料理のバランスの観点で見つめ直すことと、1食ごとの食事において栄養バランスを意識して、食事を選ぶことを習慣化してほしいことから本単元を設定した。

**3 単元の目標**

自分自身の食生活を見直し、他者と協力しながら望ましい食生活のあり方を考えることができるようにする。

**4 「食育」の視点から育成を目指す能力**

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。  
【食品を選択する能力】

**5 本時の展開（10／25 時間）**

	学習活動	教師の支援 (○)・評価 (☆)
導入	1 食生活調査の結果を知る。 ・保健委員がアンケート結果を発表する。 ・食生活調べの集計表を見ながら自分の食生活の問題点を発表する。	○1日に必要な野菜の量を実感させるため、用意しておく。 ○個々の生徒の問題点を把握しておく。
ファミリーレストランでの夕食を決めよう		
展開	2 ビデオ「栄養素のはたらきと健康」を視聴する。 (甘いもの、ジュース、脂肪のとりすぎやバランスの悪い食事が体に与える影響等) ・ビデオを見て、感想を発表する。 3 グループでレストランのメニューからバランスのよい夕食の献立を班毎に考える。 (1人分2000円の予算で) ・選んだ献立をトレーに貼り、発表する。	○ワークシートに必要なことはメモを取るよう促す。 ○レストランのメニュー表と料理カード、発表用のトレーを配付し、説明する。 ○各班では、どんな問題点を改善しようとするのか決めて、取り組むよう促す。 ☆様々な資料から自分の食生活を振り返り、よりよい献立を考えることができる。(課題解決の能力)
まとめ	4 本時の感想と自分のこれからの食生活について考えたことをワークシートに記入する。	○よい気付きをしていた生徒を取りあげ、クラスに紹介する。

## 総合的な学習の時間 中学1年生

### 1 単元名

「日本の伝統文化を学ぼう」

### 2 単元について

伝統文化の継承に携わっている講師の先生を招き、日本の伝統文化(茶道)を体験学習することで、我が国のよさを見直し、自国の文化を知ること、他国との違いや互いのよさを感じ取らせたいと考えた。また、お茶と共に楽しむ四季折々の菓子を食し、茶懐石などについて学ぶことで、日本食文化に親しませたいと考え、本単元を設定した。

### 3 単元の目標

- ・日本の伝統文化(茶道)を体験することで茶道に興味をもち、日本の伝統文化(茶道)のよさを感じることができるようになるとともに、自分の選んだ伝統文化に対して追究したい課題を見付け、解決に向け努力することができるようにする。
- ・伝統文化(茶道)を調べたり体験したりすることを通して、伝統文化や文化の継承に力を注ぐ人々の思いを知るとともに、自分たちの感じた伝統文化のよさをより効果的に伝えられるように工夫して表現することができるようにする。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重するところをもつ。【食文化】

### 5 本時の展開（7／35時間）

	学習活動	教師の支援（○）・評価（☆）
導 入	1 前回の茶道体験学習を振り返り、本時の目標を確認する。	○前時のワークシートの気付きメモをもとに体験学習を振り返られるようにする。
茶道のよさは何だろう		
展 開	2 グループごとに茶道のよさを話し合い、その結果を模造紙にまとめる。  3 グループで出てきた茶道のよさを発表する。	○茶道の特徴を記入できる付箋を用意する。付箋には単語ではなく、文章で表記するよう声をかける。  ○他のグループの意見から、さらに茶道のよさについて、考えが深められるようにする。  ○知り合いことや調べたいことをワークシートに記入するよう促す。
ま と め	4 茶道のよさのひとつである菓子に着目し、さらに調べたいことや知りたいたいことを考える。	☆気付きメモをもとに、茶道で使われる菓子や茶道のよさについて考え、表現している。  (課題解決の力)

## 総合的な学習の時間 中学2年生

### 1 単元名

「私たちの地域の食材を見直そう」

### 2 単元について

食糧輸入の増加により、食の安全の問題や世界的に見た食の不平等、自然環境の変化などが起こっていることを知らせ、これらの問題を解決する方法を、地域の農産物のよさ、地産地消という点から考えていく。学習においては、生徒たちが身近な農産物について実際に生産者とかかわりながら調査していくことを大切にする。

### 3 単元の目標

日本が多くの食糧を輸入していることを知り、地域の農産物のことを協同的に調べることを通して、地域で採れる食材のよさに気づき、食生活に生かそうとする態度を育てる。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。【感謝の心】
- ・各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。【食文化】

### 5 本時の展開（10/35時間）

	学習活動	教師の支援（○）・評価（☆）
導 入	1 前時までにそれぞれが調べてきた食材のよさについて、取材メモから付箋に記載する。	○ファストフード、市販のお弁当、給食の写真を掲示し、違いについて考えられるようにする。
展 開	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">地域の農産物のよさを伝えよう</div> 2 自分が調べた食材について、模造紙に付箋を貼りながら、それぞれ発表する。 3 模造紙に貼られた付箋から、地域の農産物の「よさ」と「困難な点」についてKJ法で分類する。	○異なった農産物を調べた者同士で4人のグループを作る。農作物ごとに付箋の色を変える。 ○分類に困っているグループに対しては、分類例を提示し、その後の活動を促す。 ○特に「困難な点」については、付箋に書かれた以外の具体的な情報も、伝えるよう声かけをする。 ☆グループのメンバーの発表を自分のものと比べながら聞き、分類している。（課題解決の力）
ま と め	4 模造紙を見ながら、地域の農産物のよさと抱える困難な点について、振り返り、困難な点を改善していくために、自分たちができることを考える。	○よい気づきをしている生徒を取り上げ、クラスに紹介する。

**学級活動（２） 中学１年生**

**1 題材名**

「みんなで会食を楽しもう」（２）ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

**2 題材について**

給食当番の活動を通して、学級の一員としての責任を果たしながら協働しようとする態度を育み、全員が楽しく会食できるように配慮する気持ちを育成したいと考え、本題材を設定した。

**3 題材の目標**

学級における会食や、給食当番の活動を効率的に行うことで責任感を養い、望ましい人間関係の形成を目指す。

**4 「食育」の視点から育成を目指す能力**

- ・会食や給食の準備・片付けを通して、望ましい人間関係を構築しようとする。【社会性】

**5 本時の展開（1/1時間）**

※事前の活動で給食当番や給食に関するアンケートを実施する。

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 給食当番や会食におけるアンケート結果を見て、気付いたことを発表する。 ～アンケート例～ ・給食当番の取り組み方 ・会食の時に気を付けていること	○アンケート結果をもとに、給食当番や会食に関する実態や課題に気付かせる。 ☆給食に関する実態や課題に関心をもっている。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	アンケート結果
活動の展開	2 給食における課題を改善するための方法を話し合う。 ・給食当番や給食準備・片付けの取組についての課題 ・会食時の話題について	○協働することの大切さを理解できるよう、給食当番の役割分担表を取り上げる。 ○楽しく会食するためには話題を選んだり、人を不快にさせないように配慮したりすることなどが大切であることを助言する。  ☆給食は給食当番をはじめ、一人一人の責任ある取組によって成り立っていることや、会食時にふさわしい話題について理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解)	給食当番の役割分担表
まとめ	3 給食当番や給食の準備・片付け、会食についてのめあてをもつ。	○給食に関する課題改善に向けての意見を参考にしながら、一人一人が具体的なめあてを立てるように助言する。 ☆給食当番や会食における具体的なめあてを立てている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	めあてカード

## 学級活動（２） 中学１年生

### 1 題材名

「朝食の大切さを見直そう」（２）ケ 食育の観点から踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

### 2 題材について

朝食の大切さを理解している生徒が多い。しかし、朝食を食べていなかったり内容が十分でなかったりする生徒もいる。栄養バランスのとれた朝食の献立を考えることを通して食習慣を見直し、毎日朝食をとろうとする意欲を育てたいと考え、本題材を設定した。

### 3 題材の目標

朝食の大切さを知り、栄養バランスのとれた朝食をとろうとする意欲をもつ。

### 4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

※事前の活動で給食当番や給食に関するアンケートを実施する。

### 5 本時の展開（1／1時間）

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○） 評価（☆）	資料
活動の開始	1 朝食についてのアンケート結果を見て、実態や課題について考える。 ～アンケート例～ ・朝食を毎日食べていますか。 ・今日の朝食の献立は何ですか。	○アンケートの結果から、課題に気付き、朝食について関心をもてるようにする。  ☆朝食についてのアンケート結果を見て、朝食の課題等について考えようとしている。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	朝食に関するアンケート結果
活動の展開	2 朝食の大切さや朝食作りのポイントを考える。  3 朝食作りのポイントを踏まえた望ましい献立を考える。  4 考えた献立を発表し、意見を伝え合う。	○課題をもとに、朝食の大切さや自分で朝食を作るときのポイントについて考えるよう促し、必要に応じて補足説明をする。 大切さ ・活動する意欲が高まる ・体のリズムを整え、排便を促す ポイント・バランスがとれている ・家にある材料を使う ・短時間で作る  ○バランスがとれている、家にある材料、短時間で作るという朝食作りの条件や、使用できる材料を提示する。  ○朝食作りのポイントを踏まえて、意見を述べるように伝える。 ☆朝食の大切さと朝食作りのポイントを理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解)	「朝食の献立を考えよう」ワークシート 食材カード
まとめ	5 朝食のとり方について自分のめあてをもつ。	○実践できそうな具体的なめあてを立てるよう助言する。 ☆朝食のとり方について自分のめあてを立てている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	朝食めあてカード

学級活動（2）

中学1年生

1 題材名

「水分のとり方を考えよう」（2）キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

熱中症を予防して健康に夏を過ごすために、体内の水分の役割を知り、上手な水分のとり方を身に付けさせたいと考え、本題材を設定した。

3 題材の目標

体の中の水分の役割を知り、水分のとり方について考えて実践しようとする。

4 「食育」の視点から育成を目指す能力

- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。【心身の健康】

※事前の活動で自分が1日に摂取している水分の種類、量、摂取の方法について調査用紙に記入する。

5 本時の展開（1／1時間）

栄養教諭や学校栄養職員による協力指導

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 事前の活動で行った調査の結果を見て、実態や課題について考える。 ～調査項目例～ ・昨日何をどれくらい飲んだか ・飲み物はどんな時に飲むか	○調査の結果から、課題に気付き、水分のとり方について関心をもつようにする。 ☆調査結果を見て水分のとり方の課題等について考えようとしている。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	調査結果
活動の展開	2 水分の働きと、水分の不足による体への影響について知る。  3 水分のとり方についてグループで話し合う。 4 話し合った内容を全体に発表し、意見を伝える。	○体内の水分の役割について説明をする。 ・体から排出される水分と、体に摂取される水分 ・体の60～70%が水分であることと、その役割 ・水分の不足による体への影響 ・1日に必要な水分の約半分は食事から摂取していて、塩分など熱中症予防に必要な成分も摂取できること  ○水分の不足による体への影響については、熱中症の原因や症状等と関連させながら指導する。  ○体内の水分量を不足させないためには、どのような水分のとり方をすればよいか、水分の役割についての説明や自分の経験をもとに考えさせる。 ☆水分のとり方について理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解)	ペットボトル (体内に必要な水分量を示す) 人型パネル (体内の水分の割合を示す) 熱中症の新聞記事 給食の写真
まとめ	5 食事を含めて1日の生活を振り返り、熱中症の予防を意識した水分のとり方について自分のめあてをもつ。	○実践できそうな具体的なめあてを立てるように助言する。 ☆水分のとり方について自分のめあてを立てている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	めあてカード

**学級活動（２） 中学２年生**

**1 題材名**

「栄養バランスを考えて、食べ物を買おう」

(2) ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

**2 題材について**

バランスのとれた食事を心がけることは、生涯にわたって健康を保持増進していく上で大変重要である。しかし、生活環境や家庭環境によっては、コンビニエンスストア等で生徒が自分で食べ物を購入し、偏った食生活を送っている実態も見られる。バランスのよい食事が心身の健やかな成長を促すことを理解するとともに、食べ物を購入する際、栄養バランスを考えて食品を選ぶことができるようにするため、本題材を設定した。

**3 題材の目標**

- ・健康と食生活との関連を理解する。
- ・食品を購入するときに、栄養バランスを考えて選ぶことができるようにする。

**4 「食育」の視点から育成を目指す能力**

- ・食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。【食事の重要性】
- ・心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養のとりかたを理解し、自ら管理していく実践力を身に付ける。【心身の健康】
- ・正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。【食品を選択する能力】

**5 本時の展開（1／1時間） ※事前の活動で、「食に関するアンケート」に回答する**

	学習活動	教師の指導（○）・評価（☆）	資料
活動の開始	1 「食に関するアンケート」の結果を発表し、食事に関する実態と傾向を知る。 ～アンケート例～ ・食事を買ったことがありますか ・買う時にどんなことを考えますか	○「食に関するアンケート結果」から栄養バランスを考えて食事を購入している生徒が少ないことに気付かせる。	食に関するアンケート結果
活動の展開	2 「ある日の購入した食事」の例を見て、食事のよいところと課題を班で話し合って発表する。  3 発表をもとに食事の課題について班で話し合いながら、コンビニエンスストアで食事を購入する場合の栄養バランスのよいメニューを考える。	○例に挙げた食事について、栄養素の資料を提示しながら、どの栄養素が不足しているかについても気付かせる。 ☆健康と食生活の関連について理解している。 (集団活動や生活についての知識・理解) ○食事を購入する際、栄養バランスを考えて選べるように促す。 ☆栄養バランスのよい食事をとるためにはどうしたらよいかを考え、意欲的に献立づくりに取り組んでいる。 (集団活動や生活への関心・意欲・態度)	ある日の購入した食事の例  栄養素の資料 ・食品成分表 ・6つの基礎食品群 ・食品群別摂取量の目安
まとめ	4 班で話し合って考えたメニューを発表する。 5 ワークシートに、バランスよく食品を選択することについての自己の目標を記入する。	☆栄養バランスのよい食事をとるにはどのようにすればよいかを考え、実践しようとしている。 (集団の一員としての思考・判断・実践)	ワークシート

(中学校教育研究会健康教育部会健康教育紀要第23号掲載指導案 改編)



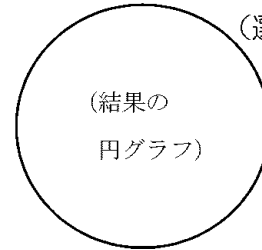
## 食に関するアンケート結果

Q1. 食事を、コンビニエンスストア等で  
自分で買ったことがありますか？

ある	%
ない	%

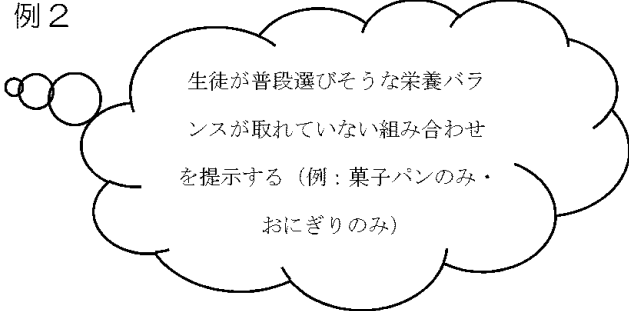
Q2. 買う時に、どんなことを考えて購入しますか？

(選択肢：値段、量、食べたい  
もの、栄養バランス、  
何も考えない 等)



食事例1, 2を見て、食事の「よいところ」と「課題」について考えよう

### ある日の食事例

<p>例1</p> 	<p>例2</p> 
<p>よいところ</p>	<p>よいところ</p>
<p>課題</p>	<p>課題</p>

食事のメニューを改善しよう



これから食事を購入するときに、あなたが大切にしたいことは何ですか。

これからは、

なぜなら

からです。

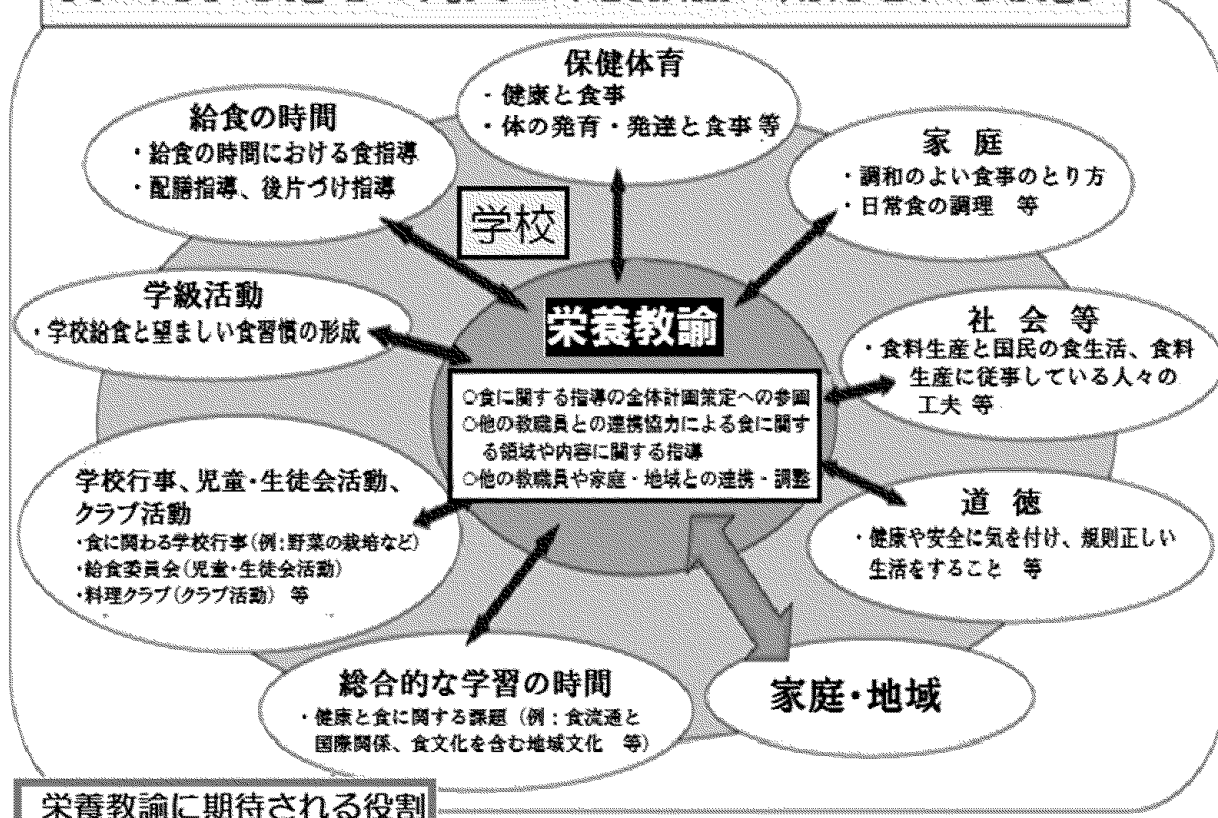
## 栄養教諭について

栄養教諭とは

栄養教諭とは、児童生徒への食や栄養の指導、給食の管理などを担当する教員で、平成 17 年度に制度として創設されました。学校給食を生きた教材として活用し、他の教職員と協力しながら学校での食に関する指導の推進に中核的な役割を担います。

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに身に付けさせることが必要となっており、栄養教諭の活動への期待が高まっています。

### 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割



- 食に関する指導に係る全体的な計画策定に積極的に参画し、中核的な役割を果たす
- 児童生徒への個別的な相談指導のほか、教科、特別活動、給食の時間などにおいて、学級担任や教科担任と連携協力しつつ、栄養教諭がその専門性を活かした指導を実践
- 食に関する指導のため、栄養教諭は、他の教職員や家庭・地域との連絡調整を行うなどの役割を期待

## 本市における栄養教諭を中核としたネットワーク

小・中学校配置の栄養教諭を中核とした食育の推進をいたします。

栄養教諭は各区の食育推進分科会での情報発信、各区の小・中学校への食に関する指導、個別支援、研修会等での講演、指導・助言などを行っています。

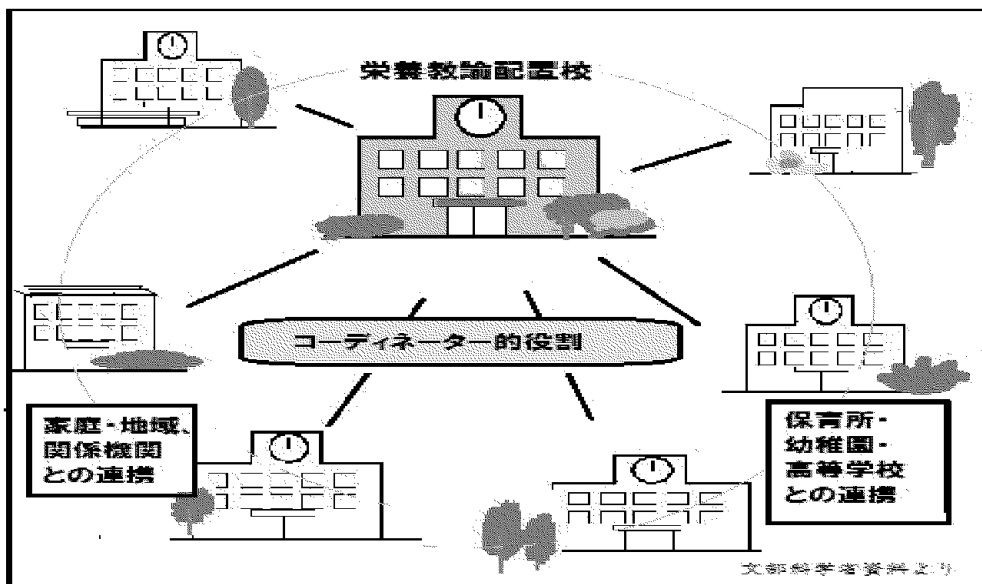
平成28年度 栄養教諭を中核としたネットワーク支援校一覧

	川崎区				宮前区				多摩区				麻生区		特別支援校								
	栄養教諭氏名 【配置校】 【巡回校】	中学校	小学校配置校	小学校巡回校	栄養教諭氏名 【配置校】 【巡回校】	中学校	小学校配置校	小学校巡回校	栄養教諭氏名 【配置校】 【巡回校】	中学校	小学校配置校	小学校巡回校	栄養教諭氏名 【配置校】 【巡回校】	中学校		小学校配置校	小学校巡回校						
川崎区	1	【東門前小学校】 (旭町小学校)	大師中学校 玉川中学校	浅田小学校	京町小学校	宮前区	10	【坂戸小学校】	高津中学校 東高津中学校 西高津中学校	東高津小学校 久地小学校 久末小学校 下作延小学校 高津小学校	南原小学校 西根ヶ谷小学校	多摩区	15	【登戸小学校】	南生田中学校 生田中学校 枳形中学校	稲田小学校 宿河原小学校 下野原小学校 下布田小学校 東菅小学校 南菅小学校 菅小学校 東生田小学校 南生田小学校	練生小学校 虹ヶ丘小学校	麻生区	16	【麻生小学校】	麻生中学校 練生中学校 西生田中学校	西生田小学校 百合丘小学校 真福寺小学校 園上小学校	片平小学校 金程小学校 栗植生小学校
	2	【大師小学校】	南大師中学校 桜木中学校 住吉中学校	四谷小学校	鷗町小学校		11	【東橋中学校】	野川中学校 橋中学校 宮崎中学校	子母口小学校 橋小学校 末長小学校 久末小学校 根ヶ谷小学校	新作小学校		17	【南百合丘小学校】	長沢中学校 金程中学校 王将寺中央中学校 白鳥中学校	王将寺中央小学校 千代ヶ丘小学校 長沢小学校 栗木台小学校							
	3	【田中島小学校】	川中島中学校 川崎高校附属中学校 川崎中学校	藤崎小学校 川崎小学校	向小学校		12	【両石馬小学校】	有馬中学校 福田中学校	有馬小学校 藤沼小学校 土橋小学校	南野川小学校		18	【はるひ野小学校】	はるひ野中学校	栗木台小学校							
	4	【渡田小学校】 (東小田小学校)	臨港中学校 京町中学校	さくら小学校	大島小学校		13	【向丘小学校】	平中学校 向丘中学校 菅中学校	平小学校 富士見台小学校 宮崎小学校	西野川小学校		特別支援校	18	【田島支援校】	田島支援学校本校 中央支援学校 豊学校							
	5	【小田小学校】	渡田中学校 田島中学校 平間中学校	新町小学校 東大島小学校	田島小学校		14	【大蔵小学校】	菅生中学校 宮前平中学校 南菅中学校	宮崎小学校 宮前平小学校 野川小学校	菅生小学校 磯原小学校												
幸区	6	【富前小学校】	富士見中学校 南河原中学校 南加瀬中学校	幸町小学校 南河原小学校 小倉小学校 西御幸小学校	東小倉小学校 南加瀬小学校	○	【大蔵中学校】																
	7	【戸手小学校】	御幸中学校 塚越中学校 日吉中学校	御幸小学校 古川小学校 日吉小学校 古市場小学校	夢見ヶ崎小学校 下平間小学校																		
中區区	8	【今井小学校】 (新城小学校)	今井中学校 西中原中学校	下河原小学校 玉川小学校 大谷戸小学校 大戸小学校 木月小学校	東住志小学校 平間小学校																		
	9	【宮内小学校】	宮内中学校 中原中学校 井田中学校	中原小学校 住吉小学校 井田小学校 下小田小学校 両宿小学校 下沼部小学校	西丸子小学校 上丸子小学校																		

○印は、今年度給食が開始する2校に定数外での配置です。

小学校 113校（栄養教諭配置校、巡回校を含む）  
中学校  
特別支援学校

## 栄養教諭は食育のコーディネーター



## 給食を生きた教材にする

### 給食時間における食に関する指導

食に関する指導の目標は、繰り返し行うことで理解が深まり習慣化されるものであることから毎日の給食の時間における食に関する指導は、食育を推進する上で極めて重要です。

「給食指導」は、食に関する指導の目標を達成するために、毎日の給食の時間に学級担任が行う食に関する指導です。

### 給食の時間における食に関する指導

- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。

### 給食指導

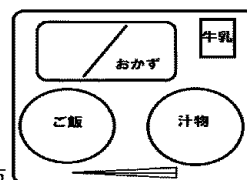
- 給食の準備から片付けまでの一連の指導のなかで、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナーなどを習得させる。

文部科学省「食に関する指導の手引」より

### 学校給食法に規定する学校給食の目標

#### 学校給食の目標

- ① 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- ② 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- ③ 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- ④ 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであるということについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- ⑤ 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- ⑥ 我が国や各地域の優れた伝統的な食生活についての理解を深めること。
- ⑦ 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。



食器の並べ方

## 給食時間の指導資料例

### 給食時間における指導の特質

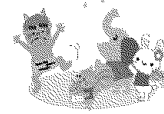
- ① 実践活動を通して行われる。
- ② 習慣化を図ることができる。
- ③ 教科等の学習との関連を計ることができる。
- ④ 個に応じた指導が求められる。
  - ・食物アレルギー、肥満傾向、痩身願望など

専門的な立場から指導を必要とする場合には、学級担任、栄養教諭・学校栄養職員、養護教諭、学校医、担当医、保護者等の連携のもと指導を行うことが大切です。

### 給食時間における食に関する指導の内容

	食に関する指導の観点					
	食事の重要性	心身の健康	食品を選択する能力	感謝の心	社会性	食文化
① 楽しく会食すること (ア) 食事のマナーを身に付け、楽しく会食することができる。 (イ) 様々な人々との会食を通して人間関係を深める。	◎			◎	◎	◎
② 健康によい食事のとり方 (ア) 食品の種類や働きが分かり、栄養バランスのとれた食事のとり方がわかる。 (イ) 日常の食事の大切さが分かり、健康によい食事のとり方を身に付ける。	○	◎	◎			
③ 食事と安全・衛生 (ア) 安全・衛生(手洗いなど)に留意した食事の準備や後片付けができる。 (イ) 協力した運搬や記録が安全にできる。		◎	◎			
④ 食事環境の整備 (ア) 食事につながる環境を整え、ゆとりある落ち着いた雰囲気の中で食事ができる。 (イ) 適切な食器具を利用して、献立にふさわしい盛り付けができる。 (ウ) 環境や資源に配慮することができる。					◎	◎
⑤ 食事と文化 (ア) 郷土食、行事食を通して食文化についての関心を深める。 (イ) 地域産物を通して地域の食糧生産、流通、消費について理解を深める。			○	○		◎
⑥ 勤労と感謝 (ア) みんなで協力して自主的に活動する。 (イ) 感謝の気持ちをもって食することができる。					◎	
○…食に関する指導の目標と関連する項目 ◎…食に関する指導の目標と関連し、給食指導を通して身に付けることができる項目						

#### ことわざ「いり豆に花が咲く」



きょう、2月3日は節分です。  
節分は季節の変わり目を示す言葉ですが、立春の前の節分が特に行事として取り上げられます。節分にちなんで「いり豆」をつけました。「まめ」に動けるように、健康に暮らせるようにという願いがこめられています。  
「いり豆」は、釜に待いても発芽しないことから「煎り豆に花が咲く」とは、ありえないことをたとえに使用します。

#### なら茶飯

なら茶飯は、豆を入れてお茶を使って炊いたご飯のことで、昔、奈良の東大寺などのお寺で食べられていました。  
江戸時代、川崎は、東海道の川崎宿と呼ばれていました。ここに、なら茶飯を出しているお店がありました。湯所は、今の六脚橋のあたりです。  
当時は、歩いて旅をしました。朝早く江戸(今の東京)を出て、多摩川を越えると川崎につきます。ひと休みするのにちょうど良い場所だったので、このなら茶飯がとて人気となり、川崎宿の名物になりました。今日は、川崎の郷土料理として、給食に出しました。いり大豆と十穀米を入れて、しょうゆ味のご飯です。ごま塩をふって食べます。  
(什穀米) 大麦・もち麦・玄米・あわ  
・ヒス・粘野苧・もち麦・黒米・奇米  
・アマランサス



#### 小魚のつくだ煮



江戸時代、徳川家康が今の大阪の佃村の腕の立つ漁師を呼び寄せ、住まわせた所を佃島(今の東京都)といい、その漁師さんたちが常備食、保存食として作った料理です。参勤交代でお土産に持ち帰って、全国に広がったと言われています。

### 文部科学省

「食に関する指導の手引」より

# 学校給食年間献立計画例

学校給食年間献立計画(例)

		▲年度 川崎市●●●学校給食センター											
年間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
給食指導目標	給食のルールを守ろう	マナーに気を付けて楽しく給食をしよう	食中毒に気を付けよう 骨や骨を丈夫にしよう	暑さには負けない給食をしよう	好き嫌いせずになんでも食べよう	感謝して食べよう 郷土料理を知ろう	病気の予防する食事を考える 栄養素の働きを知る 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する	食生活の大切さを理解する 食生活の大切さを理解する
指導内容	時間を守り、準備、片付け方を理解する。 給食当番活動協力を行う。	給食にふさわしい習慣を考える。 良い姿勢、正しい食器の並べ方、はし持ち方を確認する。	手洗いの大切さを理解する。 衛生的な食品の取扱に注意する。	栄養のバランスを考えて食べる。 水分補給の重要性を知る。 夏野菜について知る。	朝食の重要性を理解する。 身体のリズムを整える。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。	朝食の大切さを理解する。 食生活の大切さを理解する。
行事	入学式 花見	こどもの日 八十八夜	養育月間 暑と口の健康週間	七夕	敬老の日 十五夜 秋分の日	体育の日 目の愛護デー	文化の日 七五三 勤労感謝の日	冬至	冬至	正月、七草 振替 学校給食週間	節分	ひな祭り 春分の日 卒業式	
食文化の伝承	入学、送迎の行事	たけのこご飯	暑と口の健康週間	七夕の行事	お月見の行事	体育の日 目の愛護デー	勤労感謝の日 行事	なら茶めし	県産品デー	県産品デー	県産品デー	県産品デー	
その他													
旬の食材	キャベツ 新玉ねぎ 新じゃが芋	ズッキーナ、ピーマン、じゃがいも、トマト、なす、きゅうり、いんげん	アスパラ、ピーマン、じゃがいも、トマト、なす、きゅうり、いんげん	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	
地場産物	キャベツ	キャベツ たまねぎ	枝豆	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	かぼちゃ、とうがらん、枝豆、しいたけ	
食に関する指導	【社】中学生の食生活と栄養 【社】伝統・古来の日本と世界、【国】選手が世界を走る 【英】Like Soccer, Do you Eat Bread? 【英】Ate Sumo Stable 【英】ダイコンは大きな根？ 【社】地・世界のさまざまな地域	【英】Ate Sumo Stable 【英】ダイコンは大きな根？ 【社】地・世界のさまざまな地域	【英】Ate Sumo Stable 【英】ダイコンは大きな根？ 【社】地・世界のさまざまな地域	【社】日常食の献立と食品の選び方 【英】Hiro in the UK.	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech	【英】近世の日本と世界 【社】家族・生物育成に関する技術 【英】Speech
家庭・地域との連携	給食たより 長育たより	給食委員会		新献立作成 年間献立作成 施設台帳作成									
会議													
調査		アレルギー調査											
一〇メモ	献立や食材、行事食等について給食時間や教室や校内放送で簡単にできる指導資料												

# 參考資料





## ●食育基本法(平成17年7月施行)〈抜粋〉

### 前文

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

### (食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

### (食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

### (子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

### (食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 食育の推進の目標に関する事項
- 三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進

及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

## ●第3次 食育推進基本計画(平成28年3月)〈抜粋〉

### 食をめぐる状況の変化

- 若い世代の食育の実践に関する改善、充実の必要性
- 世帯構造の変化
- 貧困の状況にある子どもに対する支援の推進
- 新たな成長戦略における「健康寿命の延伸」のテーマ化
- 食品ロスの削減を目指した国民運動の開始
- 「和食」のユネスコ無形文化遺産への登録決定
- 市町村の食育推進計画作成に関する課題

### 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割

我が国未来を担う子どもへの食育の推進は、健全な心身と豊かな人間性を育んでいく基礎をなすものであり、子どもの成長、発達に合わせた切れ目のない推進が重要である。

そこで、父母その他の保護者や教育、保育に携わる関係者等の意識の向上を図るとともに、相互の密接な連携の下、家庭、学校、保育所、地域社会等の場で子どもが楽しく食について学ぶことができるような取組が積極的になされるよう施策を講じる。

子どもへの食育を推進する際には、健全な食習慣や食の安全についての理解を確立していく中で、食に関する感謝の念や理解、食品の安全や健康な食生活に必要な栄養に関する知識、社会人として身に付けるべき食事の際の作法等、食に関する基礎の習得について配慮する。

また、社会環境の変化や様々な生活様式等、食をめぐる状況の変化に伴い、健全な食生活を送ることが難しい子どもの存在にも配慮し、多様な関係機関・団体が連携・協働した施策を講じる。

### 第3 食育の総合的な促進に関する事項

#### 2. 学校、保育所等における食育の推進

##### (1) 現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められている。……

このため、給食の時間はもとより、各教科等の時間や総合的な学習、農林漁業体験の機会の提供等を通じて、積極的に食育の推進に努めることが求められている。

また、栄養分野では、肥満等栄養の過剰摂取に加え、近年、やせ傾向にある若い女性

が増加しているなど新たな課題も生じている。これらを踏まえ、生活習慣病の予防及び健康寿命の延伸を図るため、適切な栄養バランスの確保に留意するとともに、身体活動の観点も含めた食と健康に関する総合的な対策についても推進していくことがより一層重要となっている。

## (2) 取り組むべき施策

国は以下の施策に取り組むとともに、地方公共団体等はその推進に努める。

### (食に関する指導の充実)

学校では、学習指導要領に示された食育の推進を踏まえ、給食の時間、家庭科や体育科を始めとする各教科、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体を通じて食育を組織的・計画的に推進する。

栄養教諭は、学校の食に関する指導に係る全体計画の策定、教職員間や家庭との連携・調整等において中核的な役割を担う職であり、各学校における指導体制の要として、食育を推進していく上で不可欠な教員である。全ての児童生徒が、栄養教諭の専門性を生かした食に関する指導を等しく受けられるよう、栄養教諭の役割の重要性やその成果の普及啓発等を通じて、学校栄養職員の栄養教諭への速やかな移行を図るなど配置の促進に努める。

学校教育活動全体で食育の推進に取り組むためには、各学校において食育の目標や具体的な取組についての共通理解を持つことが必要である。このため、校長や他の教職員への研修の充実等、全教職員が連携・協働した食に関する指導体制を充実するため、教材の作成等の取組を促進する。

また、食に関する指導の時間が十分確保されるよう、栄養教諭を中心とした教職員の連携・協働による学校の食に関する指導に係る全体計画の作成を推進する。

さらに、地域の生産者団体等と連携し、学校教育を始めとする様々な機会を活用して、子どもに対する農林漁業体験や食品の調理に関する体験等の機会を提供する。加えて、効果的な食育の推進を図るために、各地域において、校長のリーダーシップの下、栄養教諭を中核として、学校、家庭、PTA、関係団体等が連携・協働した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及する。

## ●中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会審議経過報告

平成18年2月

食育については、食事の重要性、喜びや楽しさ、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し自己管理していく能力、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食事を大切に、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的に育むという観点から、食に関する指導を行うことを「食育」としてとらえ、推進することが必要である。

<抜 粋>

(食育)

○ 食育については、食事の重要性、喜びや楽しさ、心身の成長や健康の保持・増進の上で望ましい栄養や食事の摂り方を理解し自己管理していく能力、正しい知識・情報に基づいて食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力、食物を大切に、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心、食生活のマナーや食事を通じた人間関係形成能力、各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心などを総合的にはぐくむという観点から、食に関する指導を行うことを「食育」としてとらえ、推進することが必要である。

○ さらに、学校での取組とともに、家庭、地域との連携を推進した取組を行うこと、給食の時間を食育の重要な機会の一つとして積極的に活用すること、関係する教科等における食に関する指導において、学校給食をより積極的に教材として活用すること、栄養教諭や学校栄養職員が関係する教科等における食に関する指導において積極的に関わっていくことなどが重要である。

### ② 具体的な教育内容の改善の方向

#### 1) 国家・社会の形成者としての資質の育成等

##### ウ 健やかな体の育成

- 幼いころから、生涯を通じて運動に親しむための意欲や身体能力の育成や、自他の健康や安全のための知識の習得。
- 適切な性教育。発達段階を考慮し、保護者や地域の理解を得ることが重要。
- 食事の重要性、食物を大切に、生産等にかかわる人々に感謝する心、食文化など食育を推進。



## ●学習指導要領

平成 20 年 3 月告示

学習指導要領では、給食の時間や特別活動において、望ましい食習慣の形成等のために食に関する指導が行われることとともに、体育、保健体育、家庭、技術・家庭等の各教科、道徳、総合的な学習の時間において、各教科等の目標を達成する観点から食に関する領域や内容が取り扱われ、食に関する指導が行われることとしています。

＜中学校学習指導要領における食育(健康に関する指導)に係る主な記述の抜粋＞

### 総 則

#### 第1 教育課程編成の一般方針

- 3 学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより、技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

これからの社会を生きる生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。生徒の心身の調和的発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。

健康に関する指導については、生徒が身近な生活における健康に関する

知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することのできる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

さらに安全に関する指導においても、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結びつけるようにすることが重要である。なお、生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体づくり運動や各種のスポーツ活動はもとより保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。

このような体育・健康に関する指導は、保健体育科の時間だけではなく技術・家庭科などの関連の教科や道徳、特別活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。



## 保健体育

### 第2 各分野の目標及び内容

#### [保健分野]

#### 2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

#### 3 内容の取扱い

(7) 内容の(4)のイについては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結び付くよう配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする。

## 技術・家庭

### 第2 各分野の目標及び内容

#### [家庭分野]

#### 2 内容

#### B 食生活と自立

(1) 中学生の食生活と栄養について、次の事項を指導する。

ア 自分の食生活に関心をもち、生活の中で食事が果たす役割を理解し、健康によい食習慣について考えること。

イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生に必要な栄養の特徴について考えること。

(2) 日常食の献立と食品の選び方について、次の事項を指導する。

ア 食品の栄養的特質や、中学生の1日に必要な食品の種類と概量について 知ること。

イ 中学生の1日分の献立を考えること。

ウ 食品の品質を見分け、用途に応じて選択できること。

(3) 日常食の調理と地域の食文化について、次の事項を指導する。

ア 基礎的な日常食の調理ができること。また、安全と衛生に留意し、食品や調理用具等の適切な管理ができること。

イ 地域の食材を生かすなどの調理を通して、地域の食文化について理解すること。

ウ 食生活に関心をもち、課題をもって日常食又は地域の食材を生かした調理などの活動について工夫し、計画を立てて実践できること。

### 3 内容の取扱い

(7) 内容の「B食生活と自立」については、次のとおり取り扱うものとする。

エ 食に関する指導については、技術・家庭科の特質に応じて、食育の充実に資するよう配慮すること。

#### 特別活動

##### 第2 各活動・学校行事の目標及び内容

###### [学級活動]

##### 2 内容

###### (2) 適応と成長及び健康安全

ア 思春期の不安や悩みとその解決

イ 自己及び他者の個性の理解と尊重

ウ 社会の一員としての自覚と責任

エ 男女相互の理解と協力

オ 望ましい人間関係の擁立

カ ボランティア活動の意義の理解と参加

キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

ク 性的な発達への適応

ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

###### [学校行事]

##### 2 内容

###### (3) 健康安全・体育的行事

心身の健全な発達や健康の保持増進などについて理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養体力の向上などに資するような活動を行うこと。

#### 道徳

##### 第2 内容

1 主として自分自身に関すること。

(1) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け調和のある生活をする。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。

(1) 生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

(9) 日本人としての自覚をもって国を愛し、国家の発展に努めるとともに、優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献する。

- (10) 世界の中の日本人としての自覚をもち、国際的視野に立って、世界の平和と人類の幸福に貢献する。

## 社会

### 第2 各分野の目標及び内容

#### [地理的分野]

#### 2 内容

##### (2) 日本の様々な地域

##### イ 世界と比べた日本の地域的特色

世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。

##### (ウ) 資源・エネルギーと産業

世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。

##### (エ) 地域間の結び付き

世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。

##### ウ 日本の諸地域

##### (カ) 生活・文化を中核とした考察

地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中核として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的生活・文化が変容していることなどについて考える。

#### [歴史的分野]

#### 2 内容

##### (1) 歴史のとらえ方

イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。

##### (2) 古代までの日本

ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、大和朝廷による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受け

ながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。

ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもった文化が栄え、後に文化の国風化が進んだことを理解させる。

(3) 中世の日本

イ 農業など諸産業の発達、畿内(きない)を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、禅宗の文化的な影響などを通して、武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解させる。

(4) 近世の日本

ウ 産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを通して、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。

(5) 近代の日本と世界

イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。

カ 経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などのアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。

(6) 現代の日本と世界

ア 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを通して、第二次世界大戦後の諸改革の特色を考えさせ、世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解させる。

3 内容の取扱い

(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようにすること。

理科

第2 各分野の目標及び内容

[第2分野]

2 内容

(3) 動物の生活と生物の変遷

生物の体は細胞からできていることを観察を通して理解させる。また、動物などについての観察、実験を通して、動物の体のつくりと働きを理解させ、動物の生活と種類についての認識を深めるとともに、生物の変遷について理解させる。

#### イ 動物の体のつくりと働き

##### (ア) 生命を維持する働き

消化や呼吸、血液の循環についての観察、実験を行い、動物の体が必要な物質を取り入れ運搬している仕組みを観察、実験の結果と関連付けてとらえること。また、不要となった物質を排出する仕組みがあることについて理解すること。

#### (7) 自然と人間

自然環境を調べ、自然界における生物相互の関係や自然界のつり合いについて理解させるとともに、自然と人間のかかわり方について認識を深め、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察し判断する態度を養う。

#### ア 生物と環境

##### (ア) 自然界のつり合い

微生物の働きを調べ、植物、動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けてとらえるとともに、自然界では、これらの生物がつり合いを保って生活していることを見いだすこと。

##### (イ) 自然環境の調査と環境保全

身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること。

### 総合的な学習の時間

#### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (5) 学習活動については、学校の実態に応じて、例えば国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、生徒の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動、職業や自己の将来に関する学習活動などを行うこと。

## ●学校給食法(昭和二十九年六月三日法律第百六十号)〈抜粋〉

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。

#### (学校給食の目標)

第二条 学校給食を実施するに当たつては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

#### (定義)

第三条 この法律で「学校給食」とは、前条各号に掲げる目標を達成するために、義務教育諸学校において、その児童又は生徒に対し実施される給食をいう。

2 この法律で「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

#### (義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない。

#### (国及び地方公共団体の任務)



第五条 国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るように努めなければならない。

## 第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下「共同調理場」という。)を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準(次項において「学校給食実施基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

(学校給食衛生管理基準)

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準(以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。)を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しく

は共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

### 第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

### 第四章 雑則

#### (経費の負担)

第十一条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者の負担とする。

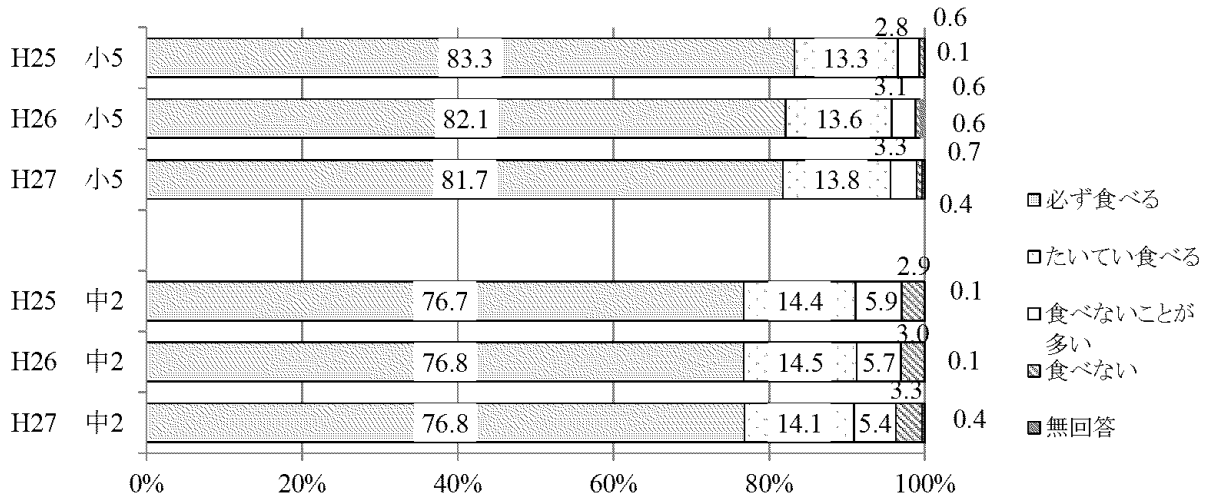
#### (国の補助)

第十二条 国は、私立の義務教育諸学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができる。

2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条 に規定する保護者(以下この項において「保護者」という。)で生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項 に規定する要保護者(その児童又は生徒について、同法第十三条 の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。)であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。

平成25～27年度 川崎市立小学校学習状況調査結果  
川崎市立中学校学習状況調査結果

朝食の摂食状況（平成25年度～平成27年度）

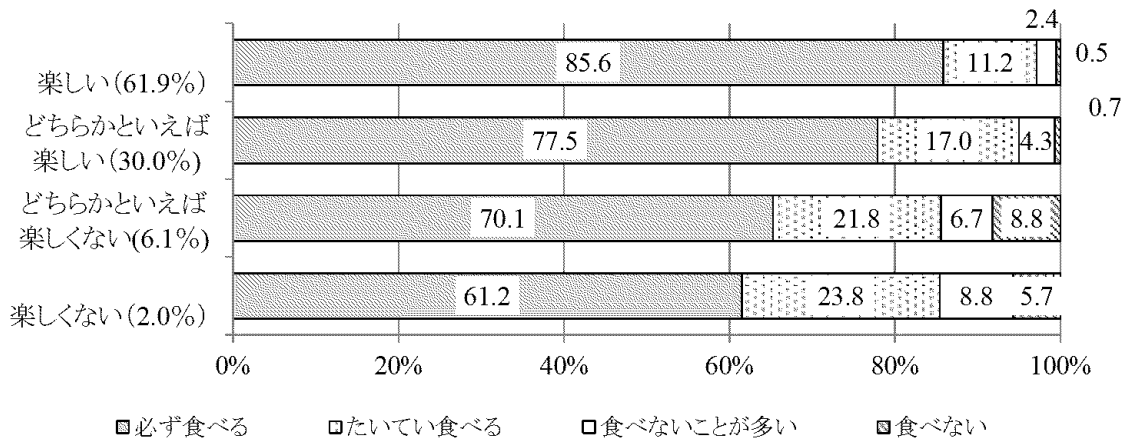


○小学校5年生では「必ず食べる」と回答している児童の割合は81.7%であり、「たいてい食べる」を合わせると、95.5%である。  
「食べない」と回答した児童は、0.4%である。

○中学校2年生では「必ず食べる」と回答している生徒の割合は76.8%であり、「たいてい食べる」を合わせると、90.9%である。  
「食べない」と回答した生徒は、0.4%である。

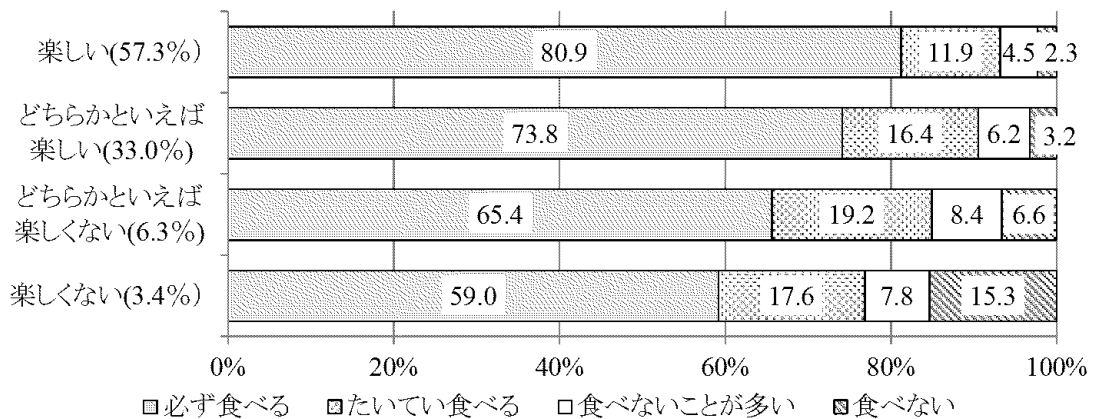
学校生活の楽しさ × 朝食の摂取（平成 27 年度）

（小学校 5 年生）



○学校生活が楽しいと感じている生徒ほど、朝食の摂取状況が良好な傾向がある。  
 ○学校生活は「楽しくない」と回答した生徒では、「必ず食べる」が59.0%である一方、「食べないことが多い」と「食べない」という回答を合わせた割合は23.1%である。

（中学校 2 年生）



○学校生活が楽しい児童は、朝食の摂取状況が良好な傾向がある。  
 ○学校生活は「楽しくない」と回答した児童の朝食を必ず食べる割合は、「楽しい」と答えた児童の朝食を必ず食べる割合より24.4ポイント低い。

参照資料

- 食に関する指導の手引 ―第一次改訂版―  
平成22年3月 文部科学省
- 第3期川崎市食育推進計画 こころもあつたか！おいしいごはん  
平成26年3月 川崎市
- 平成25～27年度 川崎市立中学校学習状況調査報告書  
川崎市教育委員会・川崎市立中学校長会
- 平成25～27年度 川崎市立小学校学習状況調査報告書  
川崎市教育委員会・川崎市立小学校長会
- 平成28年度 健康教育行政担当者連絡協議会資料  
平成28年5月 文部科学省

# 学校給食費等に係る参考資料

参考資料 1

## 給食費関連法令等

### 【学校給食法】

#### (経費の負担)

- 第11条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。
- 2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者の負担とする。

### 【学校給食法施行令】

#### (設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費)

- 第2条 学校給食の運営に要する経費のうち、法第11条第1項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。
- 一 義務教育諸学校において学校給食に従事する職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条(同法第49条及び第82条において準用する場合を含む。))又は第69条の規定により義務教育諸学校に置かれる職員をいう。)に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあつては、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。
  - 二 学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費

※昭和四十八年六月文部省体育局長「学校給食の実施に関する事務処理および指導の指針について」において、「光熱水費については学校の設置者の負担とすることが望ましいこと。」として学校給食費の適正のあり方のひとつとして示され、現在、保護者からは食材費に相当する額を徴収している。

## 本市の給食内容(献立)等について

### 【食材について】

- 食材は、国産を使用することを基本として、遺伝子組換えの食材は使わず、食品添加物なども天然素材を使用したものに限定し、さらに安全性を確保するために、細菌検査や残留農薬試験、化学検査等の衛生検査を実施
- 米・パン・牛乳などの基本的物資は、(公財)神奈川県学校給食会から安全性が確認されているものを購入(米については神奈川県産を購入)し、その他の物資については、(公財)川崎市学校給食会が、毎月、品質・価格・安全性等を審査し、全学校分を一括購入。これらの食材は、全て保護者からの給食費で賄われる。
- 物資の選定にあたっては、栄養士、校長、保護者等で構成する選定委員会を開催し、品質・価格の検討を行い、物資を選定

### 【献立について】

- 学校給食で提供される献立は、市の栄養士が献立原案を作成。文部科学省から「献立の作成は、設置者が直接責任をもって実施すべきものであるから、委託の対象にしないこと。」とも示されており、本市では、給食調理業務については委託化を進め、献立については、市が責任を持って作成
- 文部科学省の「学校給食衛生管理の基準」では、「教育委員会等は献立作成委員会等を設け、栄養教諭等や保護者等の意見が十分尊重されるような仕組みを整えること。」と示されており、本市では、上記で作成された献立原案について、栄養士、校長、保護者等で構成する献立決定委員会により決定
- 献立は、文部科学省の「学校給食実施基準」に示す児童又は生徒1人1回当たりの学校給食摂取基準に基づき作成
- 教育委員会では、給食実施月に使用食材や栄養量等を記載した「献立表」を作成し、各家庭に配布。また、川崎市HPでは、使用食材の産地についても公表

## 本市立学校の給食費の推移

### 小学校

(単位:円/月額)

年度		S47	S48	S49	S51	S60	S63		H10		H21	
完全給食	低学年	1,130	1,350	1,950	2,350	2,800	低	2,800	低	3,300	低	3,650
	高学年	1,340	1,600	2,250	2,700	3,200	中	3,000	中	3,500	中	3,850
							高	3,200	高	3,700	高	4,050

### 【改定の経緯等】

- 昭和63年度 栄養基準量の改定、翌年度に3%の消費税導入
- 平成10年度 前年度に消費税率5%
- 平成21年度 前年度からの諸物価の上昇、(財)川崎市学校給食会収支不足等

### 中学校(ミルク給食の金額)

(単位:円)

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
牛乳	単価	39.70	42.14	43.11	43.90	44.19	44.61	46.18	47.34	47.71
	月額	680	740	755	770	775	780	830	850	860

※単価は税抜きの価格

### 【改定の経緯等】

県内で学校給食を実施する学校には、国が定めた学乳制度のもとで学校給食用牛乳が供給される。学乳制度では、県内産生乳を優先的に使用することを前提とし、県の環境農政局が毎年入札を実施し、乳業メーカー供給価格を決定している。

※平成28年1月から開始した東橘中学校における完全給食の試行においては、単価290円、月額4,400円

## 他都市の状況(中学校完全給食)

(平成28年4月現在)

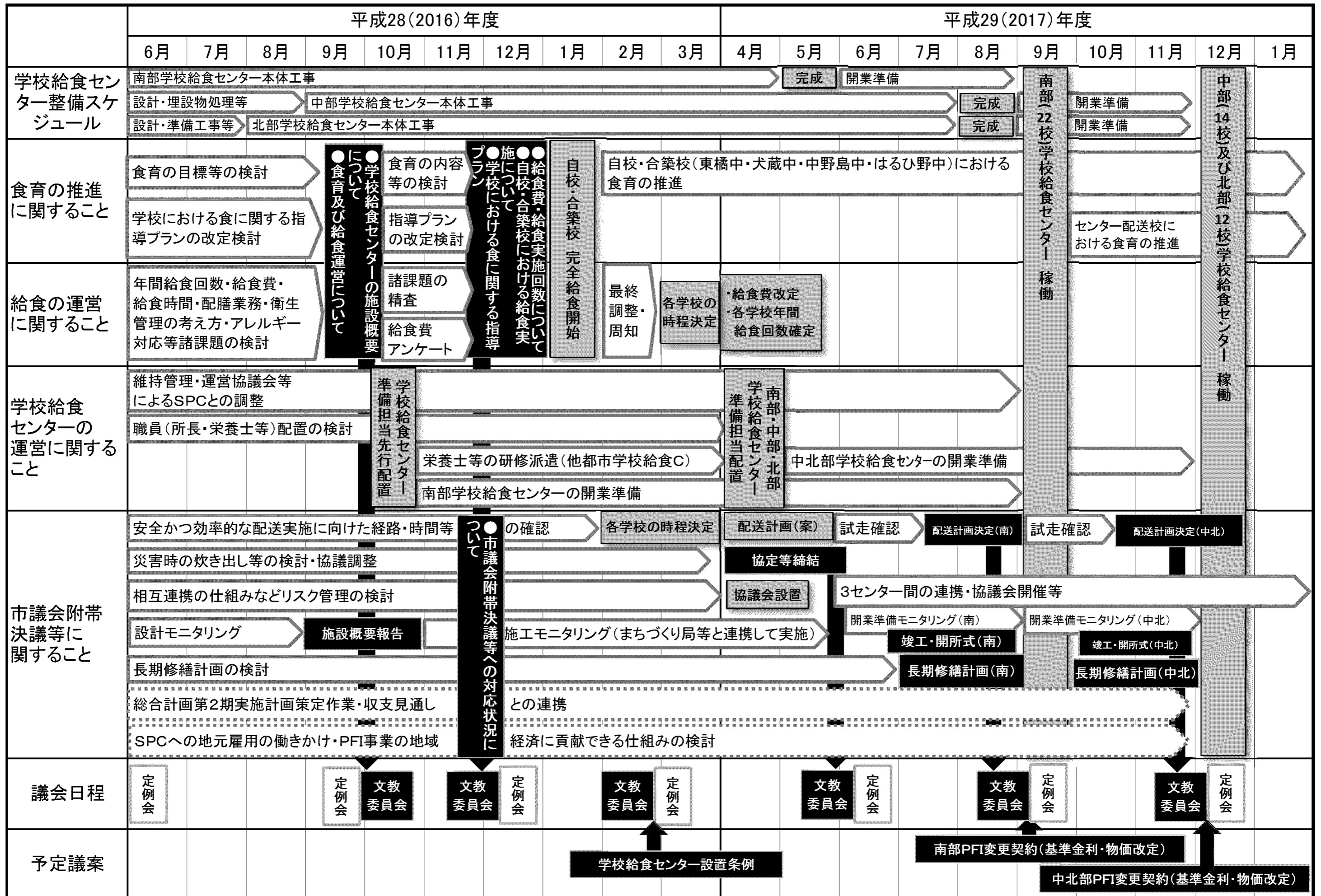
都市名	札幌市	仙台市		さいたま市	千葉市	相模原市		新潟市	
基礎月額(円)	4,700	実施回数に応じて設定		4,800	4,500	4,900	1食単価×注文数	5,814	1食単価×注文数
1食単価(円)	298.76	290(委炊)	285(自炊)	298	290	295	315	342	315
年実施回数	1年189回、2年188回 3年177回	1・2年平均172回 3年平均161回		1・2年178回 3年162回	186回	180回	平均172回	187回	200回
調理方式	自校・親子	自校・親子・センター		自校	センター	センター	選択制テリハリー	自・親・セ	選択制テリハリー
給食費改定等	平成27年4月 月額100円増	平成25年4月 1食22円増		平成26年4月 月額100円増	平成26年4月 1食8円増	平成28年4月 月額300円増	平成28年4月 1食15円増	平成28年4月 月額95円増	平成15年度 テリハリー開始

都市名	静岡市	浜松市	名古屋市		京都市		大阪市	堺市			
基礎月額(円)	4,860	1食単価×注文数	実施回数に応じて設定		4,300	1食単価×注文数	5,500(委炊)	5,900(自炊)	1食単価×注文数	1食単価×注文数	1食単価×注文数
1食単価(円)	297	314	281.55	331.2	307.11(委炊)	329.44(自炊)	310	300	310		
年実施回数	180回	平均186.8回	168回	188回	192回		平均176回	197回	198回		
調理方式	自・親・セ	選択制テリハリー	自・親・セ	自校	選択制テリハリー	自校(委炊)	自校(自炊)	選択制テリハリー	全員テリ・自・親	選択制テリハリー	
給食費改定等	平成26年4月 1食8円増	平成26年4月 消費税率5→8%	平成21年4月 月額300円増	平成21年4月 月額30円増	平成27年4月 1食20円増		平成12年度 テリハリー開始	平成31年度まで 自・親へ移行	平成28年度 テリハリー開始		

※委炊:委託炊飯、自炊:自校炊飯

都市名	神戸市	岡山市	広島市		北九州市	福岡市	熊本市	
基礎月額(円)	1食単価×注文数	実施回数に応じて設定	実施回数に応じて設定		1食単価×注文数	4,900	5,000	実施回数に応じて設定
1食単価(円)	300	305	300		291	289.47	295	
年実施回数	193回	平均177回	197回		185回	194回	191回	
調理方式	選択制テリハリー	自・親・セ	自・親・セ	選択制テリハリー	親子	自・セ	自・親・セ	
給食費改定等	平成26年度 テリハリー開始	平成26年4月 1食16円増	平成27年12月 1食35円増		平成26年4月 月額400円増	平成27年4月 月額400円増	平成26年4月 1食8円増	

# 中学校完全給食実施に向けた諸課題の検討スケジュール(案)



●……白抜き文字は議案または所管事務の報告等の予定です。

## これまでの検討経過

- 平成25年.....
- 6月14日 市議会総務委員会(請願審査:すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願、陳情審査: 市立中学校の完全給食実施に関する陳情)
  - 6月27日 教育委員会(報告事項: 学校における食育推進について)
  - 7月23日 教育委員会(陳情審議: 中学校給食についての検討委員会設置を求める陳情について)
  - 9月17日 教育委員会(報告事項: 中学校給食の実施状況等について)
  - 11月5日 教育委員会(報告事項: 中学校の昼食について)
  - 11月19日 教育委員会(議事事項: 川崎市立中学校における昼食のあり方について)
  - 11月26日 教育委員会(議事事項: 川崎市立中学校における昼食のあり方について・「川崎市立中学校給食の基本方針」決定)
  - 12月1日 教育委員会事務局健康教育課に中学校給食推進担当課長を配置
- 12月3日～12月10日 「中学校における昼食についてのアンケート」の実施
- 12月17日 第1回中学校給食推進会議
  - 12月17日 市議会全議員へ資料提供(第1回中学校給食推進会議資料)
  - 12月26日 教育委員会(報告事項: 「中学校給食推進会議」の報告について)
- 平成26年.....
- 1月1日 教育委員会事務局に中学校給食推進室を設置
  - 1月20日 中学校長会説明
  - 1月22日 東柿生小学校視察(市長・教育委員会)
  - 1月28日 教育委員会(請願審議: 中学校完全給食と少人数学級の拡大を求める請願について)
  - 1月30日 中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)
  - 2月4日 西八千代市視察(教育委員会事務局)
  - 2月6日 府中市視察(教育委員会事務局)
  - 2月7日 市PTA連絡協議会理事会説明
  - 2月12日 教育委員会(報告事項: 「中学校における昼食についてのアンケート」の集計結果について)
  - 2月12日 市議会全議員へ資料提供(「中学校における昼食についてのアンケート」の集計結果について)
  - 2月13日 第1回中学校給食推進連絡協議会
  - 2月17日 第1回中学校給食推進会議検討部会
  - 2月28日 合同校長会議説明
  - 3月14日 第2回中学校給食推進会議検討部会
  - 3月20日 武蔵村山市視察(教育委員会事務局)
  - 3月27日 第2回中学校給食推進連絡協議会
- 1月16日～3月31日 川崎市立中学校給食実施に向けての配膳室等整備事前調査
- 4月8日 教育委員会(報告事項: 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について)
  - 4月8日 全町連役員会説明
  - 4月8日 合同校長会議説明
  - 4月14日 合同校長会議説明
  - 4月17日 第3回中学校給食推進連絡協議会
  - 4月18日 第3回中学校給食推進会議検討部会
  - 4月22日 第2回中学校給食推進会議
  - 4月22日 市議会全議員へ資料提供(第2回中学校給食推進会議資料)
  - 4月22日 教育委員会(報告事項: 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について)
  - 4月24日 海老名市視察(教育委員会委員)
  - 5月2日 甲府市視察(市長・教育委員会委員・中学校給食推進連絡協議会委員)
  - 5月9日 教育委員会(報告事項: 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について)
  - 5月13日 教育委員会(請願審議: 自校調理方式中学校給食と各校に栄養職員配置を求める請願について)
  - 5月19日 第4回中学校給食推進連絡協議会
  - 5月19日 第4回中学校給食推進会議検討部会
  - 5月20日 第3回中学校給食推進会議
  - 5月20日 市議会全議員へ資料提供(第3回中学校給食推進会議資料)
  - 5月20日 教育委員会(報告事項: 中学校完全給食の早期実施に向けた検討について)
  - 5月26日 第5回中学校給食推進会議検討部会
  - 5月27日 第4回中学校給食推進会議
  - 5月27日 政策・調整会議
  - 5月27日 教育委員会(議事事項: 川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)中間取りまとめについて・決定)
  - 5月27日 市議会全議員へ資料提供(第4回中学校給食推進会議資料)
  - 5月29日 市議会総務委員会(報告: 川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)中間取りまとめについて)
  - 6月3日 全町連役員会説明
  - 6月7日 南菅中学校PTA役員会説明
  - 6月10日 犬蔵中学校PTA役員会説明
  - 6月10日 中野島中学校PTA役員会説明
  - 6月11日 犬蔵中学校地域教育会議説明
  - 6月13日 市議会総務委員会(請願審査: すべての子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願ほか)



- 6月2日～6月23日 「小・中親子方式に係る小学校調理室等調査
- 6月30日 千葉市視察(中学校校長会・教育委員会事務局)
  - 7月4日 川崎区町連幹事会説明
  - 7月7日 中学校長会説明
  - 7月7日 市PTA連絡協議会理事会説明
  - 7月14日 第5回中学校給食推進連絡協議会
  - 7月15日 宮前区向丘地区連合自治会役員会説明
  - 7月16日 第6回中学校給食推進会議検討部会
  - 7月17日 合同校長会議説明
- 7月10日～7月18日 「市立中学校に在籍する生徒における食物アレルギーに関するアンケート」の実施
- 7月22日 第5回中学校給食推進会議
  - 7月22日 市議会全議員へ資料提供(第5回中学校給食推進会議資料)
  - 7月22日 教育委員会(報告事項:中学校完全給食の早期実現に向けた検討について)
  - 7月25日 多摩区稲田地区連合町内会役員会説明
  - 7月30日 宮前区宮前地区町会説明
  - 7月31日 高津区橘地区町連ふれあい祭運営委員会説明
  - 7月31日 麻生区町連説明
  - 8月1日 中原区PTA協議会役員会説明
  - 8月5日 中原区5地区代表者会議説明
  - 8月6日 多摩区生田地区町会役員説明
  - 8月15日 第6回中学校給食推進連絡協議会
  - 8月18日 第7回中学校給食推進会議検討部会
  - 8月19日 第6回中学校給食推進会議
  - 8月19日 市議会全議員へ資料提供(第6回中学校給食推進会議資料)
  - 8月19日 教育委員会(報告事項:中学校完全給食の早期実施に向けた検討について)
  - 8月20日 高津区高津地区町会説明
  - 8月22日 公有地総合調整会議
  - 8月25日 第8回中学校給食推進会議検討部会
  - 8月25日 政策・調整会議
  - 8月25日 第7回中学校給食推進会議
  - 8月25日 教育委員会(請願審議:中学校給食を自校調理方式で実施する学校を増やすことを求める請願について・議事事項:川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)について 決定)
  - 8月25日 市議会全議員へ資料提供(第7回中学校給食推進会議資料、川崎市立中学校完全給食実施方針(素案))
  - 8月27日 幸区日吉地区町会定例会説明
  - 8月27日 幸区御幸地区町会定例会説明
  - 8月28日 市議会総務委員会(報告:川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)について)
  - 8月29日 中原区PTA協議会交流会説明
  - 9月1日 幸区南河原地区町会定例会説明
  - 9月2日 全町連役員会説明
  - 9月3日 マイコン地区立地企業説明会
  - 9月3日 中学校長会説明
  - 9月4日 中原区町連役員会説明
  - 9月4日 高津区橘地区町会説明
  - 9月5日 市PTA連絡協議会理事会説明
  - 9月5日 「川崎市立中学校完全給食実施方針(素案)概要版」小・中・特全保護者あて配布
  - 9月6日 高津区PTA協議会役員会説明
  - 9月6日 多摩区PTA協議会役員会説明
  - 9月9日 川崎区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月9日 宮前区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月10日 多摩区生田地区町会理事会説明
  - 9月11日 麻生区町会長自治会長会議説明
  - 9月11日 平間地区住民説明会(平間配水用地有効活用に関する基本方針案について他)
  - 9月11日 麻生区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月12日 中原区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月12日 高津区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月13日 宮前区単P会長・役員情報交換会説明
  - 9月15日 保護者説明会(宮前区)
  - 9月17日 幸区PTA協議会運営委員会説明
  - 9月19日 中原区単P会長・役員情報交換会説明
  - 9月19日 保護者説明会(幸区)
  - 9月22日 保護者説明会(高津区)
  - 9月23日 保護者説明会(川崎区)
  - 9月24日 保護者説明会(麻生区)
  - 9月25日 保護者説明会(中原区)
  - 9月26日 保護者説明会(多摩区)
  - 9月29日 宮前区町連役員会説明

- 8月29日～9月29日 パブリックコメント
- 10月2日 高津区高津地区町会説明
  - 10月3日 川崎区町連幹事会説明
  - 10月15日 第7回中学校給食推進連絡協議会
  - 10月23日 第9回中学校給食推進会議検討部会(資料配付をもって開催)
  - 10月24日 政策・調整会議
  - 10月24日 平間小学校保護者説明会
  - 10月28日 第8回中学校給食推進会議
  - 10月28日 教育委員会(請願審議:拙速な中学校完全給食実施方針決定を延期し、市民意見を真摯に聞き、方針検討をすすめることを求める請願について・議事事項:川崎市立中学校完全給食実施方針について 決定)
  - 10月28日 市議会全議員へ資料提供(第8回中学校給食推進会議資料、川崎市立中学校完全給食実施方針)
  - 10月29日 市議会総務委員会(報告:川崎市立中学校完全給食実施方針について)
  - 10月30日 中野島中学校学校運営協議会説明
  - 10月31日 学校給食センターPFI事業 実施方針の策定の見通し公表
  - 10月31日 市議会総務委員等へ資料提供(学校給食センターPFI事業 実施方針の策定の見通し)
  - 11月7日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針の公表
  - 11月7日 市議会総務委員へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針)
  - 11月10日 田原市視察(教育委員会事務局)
  - 11月11日 豊田市視察(教育委員会事務局)
  - 11月12日 東大阪市視察(教育委員会事務局)
  - 11月13日 (仮称)川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業実施方針説明会
  - 11月7日～11月14日 学校給食センター整備等事業実施方針等に関する質問受付
  - 11月18日 立川市視察(教育委員会事務局)
  - 11月19日 中学校長会説明
  - 11月20日 袋井市視察(教育委員会事務局)
  - 11月21日 第8回中学校給食推進連絡協議会
  - 11月25日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)の公表
  - 11月25日 市議会総務委員へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業要求水準書(案)及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業要求水準書(案))
  - 11月27日 第1回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
  - 11月28日 学校給食センター整備等事業実施方針に関する質問・意見に対する回答公表
  - 11月25日～12月1日 学校給食センター整備等事業要求水準書(案)に関する質問受付
  - 12月17日 市議会本会議において平成26年度一般会計補正予算議決(中学校給食施設整備事業費について債務負担行為設定)
  - 12月22日 学校給食センター整備等事業要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答公表
- 平成27年.....
- 1月20日 第9回中学校給食推進会議
  - 1月20日 教育委員会(議事事項:川崎市立中学校完全給食実施方針修正(案)について)
  - 1月20日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)の公表
  - 1月20日 市議会全議員へ資料提供(第9回中学校給食推進会議資料、川崎市立中学校完全給食実施方針(修正版)、(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版))
  - 1月21日 市議会総務委員会(報告:川崎市立中学校完全給食実施方針について)
  - 1月27日 第9回中学校給食推進連絡協議会
  - 1月27日 校長研修後事務連絡説明
  - 1月20日～1月27日 (仮称)川崎市南部・中部・北部学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)に関する意見受付
  - 2月2日 第2回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
  - 2月4日 全町連役員会説明
  - 2月6日 市PTA連絡協議会理事会説明
  - 2月6日 学校給食センター整備等事業実施方針(修正版)に関する意見に対する回答公表
  - 2月7日 東橋中学校PTA役員会説明
  - 2月9日 中学校長会説明
  - 2月12日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業特定事業の選定、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業特定事業の選定及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業特定事業の選定
  - 2月12日 市議会総務委員等へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業特定事業の選定、(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業特定事業の選定及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業特定事業の選定)
  - 2月25日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札説明書等の公表・入札公告
  - 2月25日 市議会全議員へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札公告)
  - 3月2日 合同校長会議説明
  - 3月4日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 マイコンシティ立地企業説明会

- 3月5日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札説明書等説明会
- 2月26日～3月9日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問受付
- 3月6日～3月9日 「市立中学校完全給食実施に向けた取組について(お知らせ)」小・中・特全保護者あて配布
- 3月9日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(川崎区内8校)
- 3月10日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(川崎区内3校・幸区内4校)
- 3月11日 第10回中学校給食推進連絡協議会
- 3月11日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(高津区内2校・宮前区内5校)
- 3月12日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 事業用地見学会
- 3月9日～3月13日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 現地確認を踏まえた入札説明書等に関する質問受付
- 3月16日 中学校長会説明
- 3月18日 市議会本会議において平成27年度一般会計予算議決(中学校給食施設整備事業費について債務負担行為設定)
- 3月24日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(麻生区内4校)
- 3月25日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 入札説明書等及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札説明書等の公表・入札公告
- 3月25日 市議会全議員へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 入札公告及び(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札公告)
- 3月26日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問回答の公表
- 3月26日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(幸区内1校・中原区内7校)
- 3月27日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(中原区内1校・高津区内2校・宮前区内2校・多摩区1校)
- 3月30日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 参加表明書受付
- 3月30日 川崎市学校給食センター整備等事業に係る中学校施設現地見学会(多摩区内5校・麻生区内3校)
- 4月2日 中学校長会説明
- 4月3日 (仮称)川崎市中部・北部学校給食センター整備等事業 入札説明書等説明会
- 4月6日 中学校完全給食の試行開始(平成28年1月～)のお知らせ 東橋中学校保護者向け配布
- 4月7日 教育委員会(議事事項:川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会委員の任命等について)
- 4月7日 合同校長会議説明
- 3月26日～4月9日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問受付
- 4月10日 中学校長会説明
- 3月26日～4月10日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問受付
- 4月9日 (仮称)川崎市中・北部学校給食センター整備等事業 事業用地見学会
- 4月14日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 資格審査結果の通知
- 4月17日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 競争的対話
- 4月22日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問回答の公表
- 4月27日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 参加表明書受付
- 4月28日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 入札説明書等に関する質問回答の公表
- 5月1日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 競争的対話に関する質問回答の公表
- 5月7日 中学校長会説明
- 5月11日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 参加表明書受付
- 5月18日 第3回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
- 5月18日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 資格審査結果の通知
- 5月19日 第11回中学校給食推進連絡調整会議
- 5月20日 第1回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 5月22日 鎌ヶ谷市視察(教育委員会事務局)
- 5月25日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 資格審査結果の通知
- 5月28日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 競争的対話
- 5月29日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 入札書、提案書受付
- 6月1日 品川区視察(教育委員会事務局)
- 6月3日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 競争的対話
- 6月4日 第10回中学校給食推進会議検討部会
- 6月6日 東橋中学校PTA役員会説明
- 6月12日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 競争的対話に関する質問回答の公表
- 6月19日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 競争的対話に関する質問回答の公表
- 6月29日 第4回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
- 7月1日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 落札者の決定及び公表
- 7月1日 市議会全議員へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 落札者の決定)
- 7月6日 中学校長会説明
- 7月9日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 基本協定書締結
- 7月10日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 入札書、提案書受付
- 7月13日 第2回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 7月14日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 入札書、提案書受付
- 7月17日 中野島中学校学校運営協議会説明
- 7月24日 第12回中学校給食推進連絡調整会議
- 8月5日 第3回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 8月6日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業 仮契約書締結

- 8月17日 (仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評)の公表
- 8月17日 市議会総務委員へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評))
- 8月24日 中野島中学校学校運営協議会説明
- 8月25日 教育委員会(議事事項:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 8月26日 第4回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 8月27日 市議会総務委員会(提案説明:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 8月31日 第5回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
- 9月1日 市議会(議案上程:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 9月1日 (仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 落札者の決定及び公表
- 9月1日 市議会全議員へ資料提供((仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 落札者の決定)
- 9月2日 第6回川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会
- 9月2日 中学校長会説明
- 9月3日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 落札者の決定及び公表
- 9月3日 市議会全議員へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 落札者の決定)
- 9月17日 東橋中学校教職員研修会
- 10月3日 東橋中学校保護者説明会
- 10月6日 全町連役員会説明
- 10月7日 市議会総務委員会(議案審査:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・陳情審査:出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情)
- 10月8日 市議会総務委員会(議案審査:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・陳情審査:出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情)
- 10月9日 市議会総務委員会(議案審査:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・陳情審査:出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情)
- 10月13日 市議会総務委員会(議案審査:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・陳情審査:出来立てで、おいしく、安全・安心な中学校給食をもとめる陳情)
- 10月14日 市議会本会議(議決:(仮称)川崎市南部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 10月14日 第5回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 10月19日 市議会総務委員等へ資料提供(南部学校給食センター近隣への事業概要及び事業用地管理作業・調査等に係る御案内)
- 10月21日 第13回中学校給食推進連絡調整会議
- 10月28日 教育委員会(請願審議:中学校給食ではエレベーターを活用して食缶を上階に運ぶことができるように求める請願について)
- 10月30日 千葉市視察(市長・教育委員会委員・市PTA連絡協議会代表・中学校長会代表)
- 10月30日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業 仮契約書締結・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業 仮契約書締結
- 10月30日 (仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評)及び(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評)の公表
- 10月30日 市議会総務委員へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評)・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業に係る客観的な評価の結果(審査講評)・川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会議事録)
- 11月2日 東橋中学校新入生保護者説明会説明
- 11月5日 市議会総務委員会(視察:(仮称)川崎市北部学校給食センターについて・(仮称)川崎市中部学校給食センターについて)
- 11月6日 厚木市視察(教育委員会事務局)
- 11月12日 市議会総務委員会(報告:川崎市学校給食センター整備等事業に係る進捗状況について)
- 11月17日 教育委員会(議事事項:(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 11月19日 献立決定委員会
- 11月24日 市議会総務委員会(提案説明:(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 11月24日 中学校長会説明
- 11月26日 東橋中学校教職員研修会(アレルギー)
- 11月26日 市議会(議案上程:(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 11月27日 市議会総務委員等へ資料提供(南部学校給食センター近隣への設計概要等説明資料)
- 12月4日 はるひ野中学校新入生保護者説明会
- 12月10日 市議会総務委員会(議案審査:(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 12月10日 物資選定委員会
- 12月15日 市議会本会議(議決:(仮称)川崎市中部学校給食センター整備等事業の契約の締結について・(仮称)川崎市北部学校給食センター整備等事業の契約の締結について)
- 12月17日 献立決定委員会
- 12月21日 市議会総務委員等へ資料提供(中部学校給食センター近隣への事業概要及び事業用地管理作業・調査等に係る御案内)
- 12月24日 市議会総務委員等へ資料提供(川崎市立東橋中学校における完全給食の試行実施について)
- 12月28日 市議会総務委員等へ資料提供((仮称)川崎市南部学校給食センターの整備に伴う埋設物調査の進捗について)

平成28年

1月7日 東橋中学校完全給食試行実施

- 1月7日 東橋中学校視察(市長・教育委員・中学校長会代表)
- 1月12日 中野島中学校保護者説明会(新入生・在校生)
- 1月13日 犬蔵中学校新入生保護者説明会
- 1月14日 物資選定委員会
- 1月19日 市議会総務委員等へ資料提供((仮称)川崎市北部学校給食センター近隣への事業概要及び事業用地管理作業・調査等に係る御案内)
- 1月20日 第14回中学校給食推進連絡調整会議
- 1月22日 第6回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 1月22日 献立決定委員会
- 1月28日 市議会総務委員会(報告:(仮称)川崎市南部学校給食センターの整備に伴う埋設物調査の結果について)
- 2月1日 市議会総務委員等へ資料提供(中部学校給食センター近隣への設計概要等説明資料)
- 2月5日 市議会総務委員会(視察:川崎市立中学校完全給食試行実施について)
- 2月8日 中学校長会説明
- 2月9日 教育委員会(報告事項:中学校完全給食試行実施に関するアンケートの実施について)
- 2月10日 中野島中学校学校運営協議会説明
- 2月12日 物資選定委員会
- 2月12日~2月19日 「中学校完全給食試行実施に関するアンケート」の実施
- 2月18日 献立決定委員会
- 3月8日 物資選定委員会
- 3月11日 市議会総務委員等へ資料提供(南部学校給食センター近隣への建設工事説明会に係る御案内)
- 3月15日 中学校長会説明
- 3月16日 教育委員会「中学校完全給食試行実施に関するアンケート」の集計結果について
- 3月16日 第7回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 3月16日 市議会総務委員等へ資料提供(「中学校完全給食試行実施に関するアンケート」の集計結果について)
- 3月24日 第1回中学校給食推進連絡調整会議自校・合築校連絡協議会
- 3月24日 第15回中学校給食推進連絡調整会議
- 3月24日 献立決定委員会
- 3月31日 市議会総務委員等へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センターの整備に伴う埋設物調査の進捗について)
- 4月1日 市議会文教委員へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センターの整備に伴う埋設物調査の進捗について)
- 4月1日 (仮称)川崎市南部学校給食センター建設工事着工
- 4月6日 合同校長会議説明
- 4月12日 中学校長会説明
- 4月12日 物資選定委員会
- 4月14日 文教委員会(事業概要説明)
- 4月21日 献立決定委員会
- 4月22日 第2回中学校給食推進連絡調整会議自校・合築校連絡協議会(持回り開催)
- 4月25日 第8回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 4月28日 はるひ野中学校保護者説明会
- 5月2日 中学校長会説明
- 5月10日 第16回中学校給食推進連絡調整会議
- 5月10日 教育委員会(議事事項:黒川地区小中学校新設事業の契約の締結について・決定)
- 5月12日 東橋中学校視察(菊地副市長・教育次長)
- 5月12日 物資選定委員会
- 5月18日 西八千代市視察(教育委員会事務局)
- 5月20日 献立決定委員会
- 5月24日 文教委員会(議案説明:黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について)
- 5月24日 文教委員会(報告:(仮称)川崎市中部学校給食センターの整備に伴う埋設物調査の結果について)
- 5月30日 第3回中学校給食推進連絡調整会議自校・合築校連絡協議会
- 5月31日 千葉市視察(教育委員会事務局)
- 5月31日 中野島中学校学校運営協議会説明
- 6月10日 文教委員会(議案審査:黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について)
- 6月10日 物資選定委員会
- 6月14日 千葉市視察(教育委員会事務局)
- 6月15日 千葉市視察(教育委員会事務局)
- 6月16日 犬蔵中学校教職員研修(東橋中学校視察・意見交換)
- 6月19日 市議会本会議(議決:黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について)
- 6月21日 中野島中学校教職員研修(東橋中学校視察・意見交換)
- 6月28日 中学校長会説明
- 6月28日 稲田中学校学校運営協議会説明
- 6月29日 第9回中学校給食推進連絡調整会議作業部会
- 7月4日 中野島中学校教職員説明会
- 7月15日 第4回中学校給食推進連絡調整会議自校・合築校連絡協議会(持回り開催)
- 7月20日 はるひ野中学校教職員説明会
- 7月20日 献立決定委員会

7月22日 平成28年度食物アレルギー研修会  
 7月26日 第17回中学校給食推進連絡調整会議  
 7月28日 市議会文教委員等へ資料提供((仮称)川崎市北部学校給食センター近隣への建設工事に係るご案内)  
 8月1日 (仮称)川崎市北部学校給食センター建設工事着工  
 8月3日 市議会文教委員等へ資料提供((仮称)川崎市中部学校給食センター近隣への建設工事に係るご案内)  
 8月9日 物資選定委員会  
 8月22日 献立決定委員会  
 8月23日 犬蔵中学校教職員説明会  
 9月1日 文教委員会(報告:「アクションプログラム2015」実施結果について)  
 9月1日 川崎市教育改革推進会議(学校における食育の推進について)  
 9月1日 (仮称)川崎市中部学校給食センター建設工事着工  
 9月6日 はるひ野中学校食物アレルギー職員研修会  
 9月7日 中学校長会説明  
 9月8日 物資選定委員会  
 9月16日 献立決定委員会  
 9月30日 第11回中学校給食推進会議検討部会  
 10月3日 中学校長会役員会説明  
 10月5日 千葉市視察(教育委員会事務局)  
 10月6日 中学校長会説明  
 10月11日 第10回中学校給食推進会議  
 10月11日 教育委員会(報告事項:学校給食センターの設計概要について、中学校給食における食育及び給食運営について)  
 10月11日 市議会全議員へ資料提供(第10回中学校給食推進会議資料)  
 10月12日 文教委員会(報告:学校給食センターの設計概要について、中学校給食における食育及び給食運営について)  
 10月12日～10月19日 「中学校給食に関するアンケート」の実施  
 10月13日 物資選定委員会  
 10月18日 合同校長会議説明  
 10月20日 献立決定委員会  
 10月21日 はるひ野小中学校給食室内覧会(PTA・教職員)  
 10月27日 中野島中学校教職員アレルギー研修会  
 11月1日 第10回中学校給食推進連絡調整会議作業部会  
 11月4日 市PTA連絡協議会理事会説明  
 11月7日 第18回中学校給食推進連絡調整会議  
 11月7日 東高津中学校教職員説明会、白鳥中学校教職員説明会  
 11月9日 大師中学校教職員説明会、有馬中学校教職員説明会  
 11月10日 平中学校教職員説明会、野川中学校教職員説明会  
 11月11日 物資選定委員会  
 11月11日 王禅寺中央中学校保護者説明会  
 11月14日 中学校長会役員会説明  
 11月16日 犬蔵中学校保護者説明会  
 11月16日 渡田中学校教職員説明会、長沢中学校教職員説明会  
 11月17日 総合教育会議  
 11月17日 住吉中学校教職員説明会  
 11月18日 献立決定委員会  
 11月18日 柿生中学校教職員説明会  
 11月19日 中野島中学校保護者説明会  
 11月21日 宮内中学校教職員説明会  
 11月22日 中学校長会説明  
 11月22日 教育委員会  
 11月24日 文教委員会  
 11月24日 南河原中学校教職員説明会